

豊頃町水防計画

豊頃町防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語	2
第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	4
第2章 予報及び警報等の伝達	7
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	7
第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	7
第3節 指定河川洪水予報	12
第4節 水防警報	16
第5節 水位情報の通知及び周知	19
第3章 雨量・水位等の通報・公表	21
第1節 水位等の通報・公表	21
第2節 水防管理者等の情報収集	24
第4章 ダム・水門等の操作	25
第1節 ダム操作	25
第2節 水門等の操作	26
第3節 樋門・樋管（（排・取）水門）及び内水排除機の操作	26
第5章 通信連絡	30
第1節 水防通信連絡	30
第6章 水防施設及び輸送	32
第1節 水防倉庫及び水防資機材	32
第2節 輸送の確保	34
第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所	35
第1節 巡視及び警戒	35
第2節 重要水防箇所	36
第8章 水防組織	38
第1節 町の組織	38
第9章 水防活動	44
第1節 水防非常配備体制	44
第2節 警戒区域	46
第3節 水防作業	46
第4節 避難のための立退き	47
第5節 決壊・越水通報	48
第6節 水防解除	48
第10章 協力及び応援	49
第11章 水防信号、水防標識及び身分証票	51
第1節 水防信号	51
第2節 水防標識	52
第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	52
第12章 費用負担と公用負担	53
第1節 費用負担	53
第2節 公用負担	53
第13章 水防報告	56
第14章 水防訓練	58
第15章 災害補償等	58
第16章 水防協力団体	58
第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	60

第 18 章 指定水防管理団体の水防計画	62
水防計画 資料	63

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき、豊頃町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、大雨出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語

主な水防用語の意義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同で処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合管理者をいう（法第2条第3項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

8 水防協力団体

法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

9 洪水予報河川

流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。当該河川の水位があらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知又は周知を行う（法第13条）。

12 水防団待機水位（通報水位）

洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位（指定水位））をいう。

13 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）。なお、水防機関の出動の目安となる水位。

14 避難判断水位（国管理河川）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位。

15 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）。

16 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び法第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当し、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

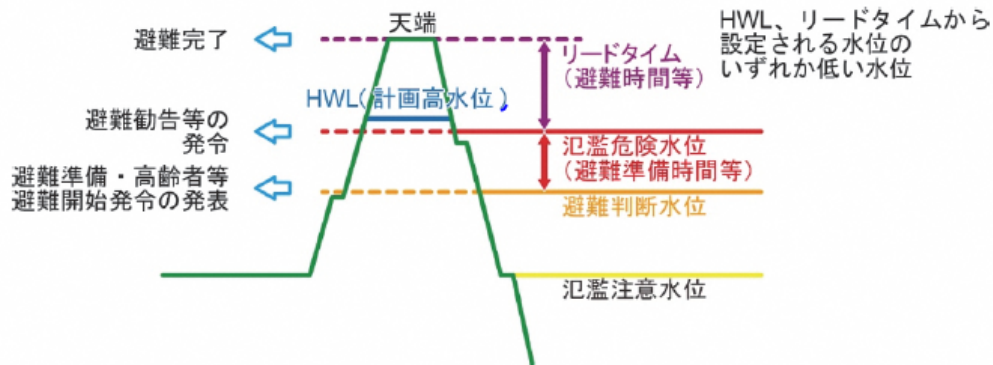
17 重要水防箇所

過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。

18 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が予想されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

【参考】



水位	避難行動及び水防活動の目安
天端	避難完了
氾濫危険水位（特別警戒水位）	避難勧告等発令の目安
避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始発令の目安、 水防団指示の目安
氾濫注意水位（警戒水位）	水防団出動の目安
水防団待機水位（通報水位）	水防団待機の目安

第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に関係のある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 水防の責任

1 豊頃町

法第3条の規定に基づき、豊頃町は水防管理団体として町の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 とかち広域消防事務組合豊頃消防署

豊頃町と密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 水防管理団体（町）

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (7) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (8) 警戒区域の設定（法第21条）
- (9) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (10) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (11) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (12) 公務負担（法第28条）
- (13) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (14) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (15) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項、第2項及び第3項）
- (16) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (17) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (18) 消防事務との調整（法第50条）

2 道

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 気象予報及び警報の伝達（法第10条第3項）
- (5) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第3項、第11条第1項、第13条の4）
- (6) 水位の通報及び公表（法第12条）
- (7) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- (8) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）

- (9) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- (10) 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- (11) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (12) 水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

3 国土交通大省（北海道開発局帯広開発建設部）

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、第 13 条の 2）
- (3) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項、第 13 条の 2）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- (6) 重要河川における都道府県知事などに対する指示（法第 31 条）
- (7) 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- (8) 水防協力団体に対する情報の提供又は始動若しくは助言（法第 40 条）
- (9) 都道府県に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4 気象庁（札幌管区气象台）

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

5 居住者等

- (1) 水防活動への従事（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）

第 3 津波における留意事項

津波は、発生時点から当該沿岸部までの距離に応じて「遠地津波」と「近海津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 4 安全配備

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

1 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- (11) 出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 予報及び警報等の伝達

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防管理者又は水防関係機関は、常に気象の状況に注意するとともに、帯広測候所、釧路地方気象台、帯広開発建設部及び帯広建設管理部から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報警報 (法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)	大雨注意報、大雨警報 高潮注意報、高潮警報 洪水注意報、洪水警報 津波注意報、津波警報	帯広測候所（津波は気象庁）	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。
洪水予報（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項、第14条の2第3項）	注意報、警報	帯広開発建設部 十勝総合振興局 釧路地方気象台 (帯広測候所) (共同)	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報（法第16条）	待機、準備、出動指示、解除	帯広開発建設部 十勝総合振興局	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

(注) 水防活動用注意報及び警報は、一般向け注意報及び警報をもって代える。したがって、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されたことになる。

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

第1 水防活動の利用に適合する予報及び警報

法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定により札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

1 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	洪水によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	大雨警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
	大雨特別警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	津波特別警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する。）。
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
	高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な水害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報

2 指定河川洪水注意報及び警報

法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	内 容
〇〇川（指定河川） 洪水注意報	洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位又は流量を示して行う予報 〇〇川氾濫注意情報との標題で発表する。
〇〇川（指定河川） 洪水警報	洪水予報指定河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位又は流量を示して行う予報 氾濫が広域に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。 〇〇川氾濫警戒情報、〇〇川氾濫危険情報又は〇〇川氾濫発生情報との標題で発表する。

第2 気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

1 地方情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるように、公衆の利便を増進することを目的とする情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報

2 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

3 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析））したときに、府県気象情報の一種として発表する情報

4 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」の発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対照外）

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まっ

た時に発表する情報。情報の有効期間は、発表から1時間である。

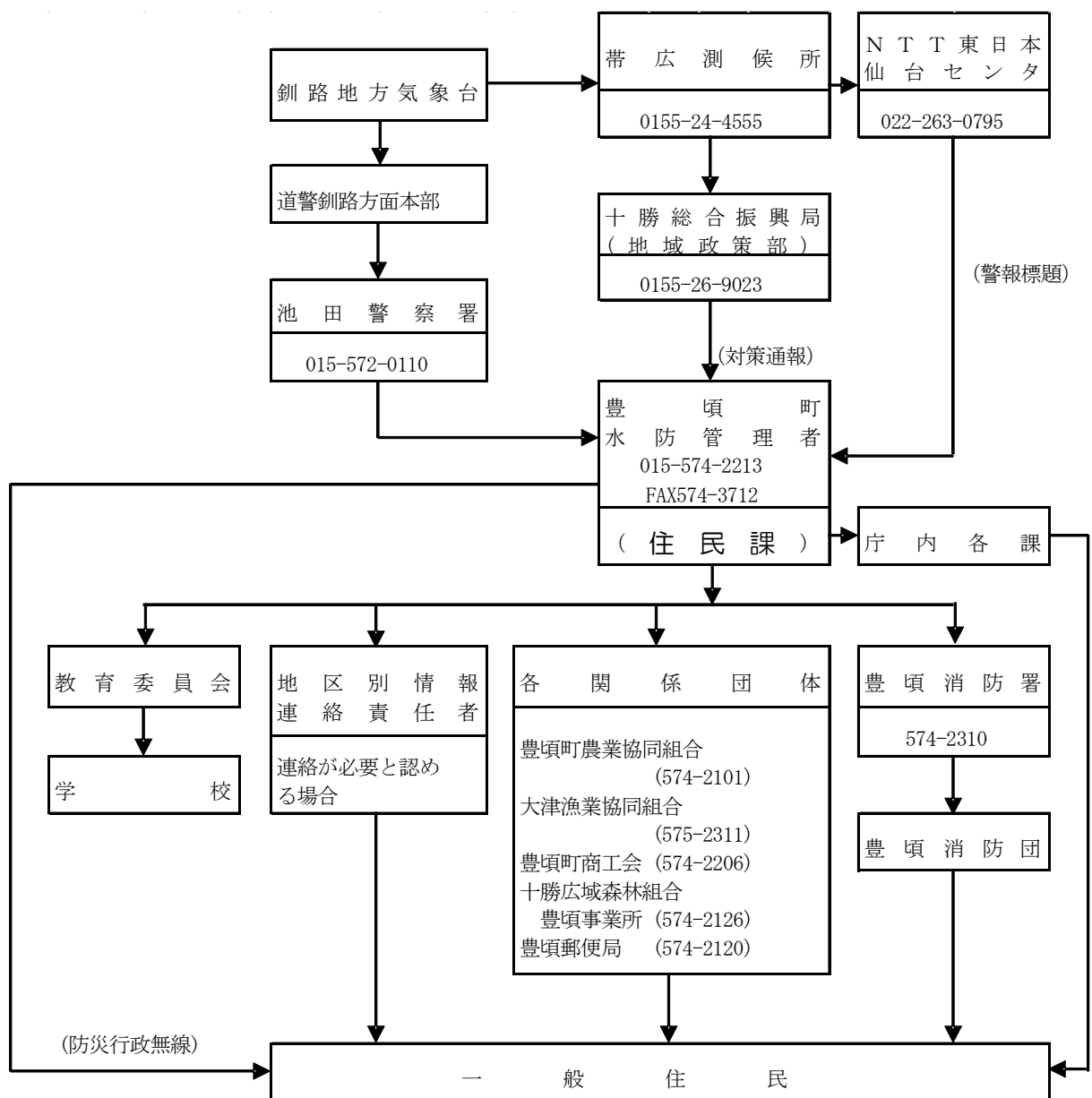
これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

- (1) 台風に関する気象情報
- (2) 大雨に関する気象情報
- (3) 記録的短時間大雨情報
- (4) その他、水防活動に密接に関連する気象情報

第3 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

水防管理者は、水防活動用気象予警報、水防警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

水防活動用気象警報等伝達系統図



気象業務法第 15 条の規定により、道（十勝総合振興局）は、釧路地方気象台（帯広測候所経由）から法第 10 条第 1 項及び気象業法第 14 条の 2 の規定による気象、津波、高潮及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたときは、関係水防管理者（豊頃町）に通知するものとする。

気象台から発せられる気象予報及び警報等は、道は気象情報伝送処理システム、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者（関係市町村）へ通知される。

また、NTT東日本から警報事項が市町村に通知される。

第3節 指定河川洪水予報

知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通省が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、知事が指定した河川について、洪水予報をしたときは、水防管理者及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

第1 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

洪水の危険レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める行動
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。	住民の避難完了
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位到達したとき。	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき。	市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意し避難を判断
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき。	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機

第2 国の機関が行う洪水予報

1 洪水予報指定河川

法第10条第2項の規定により、国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を行う河川(十勝川水系)は、次のとおりである。

基準地点と基準水位

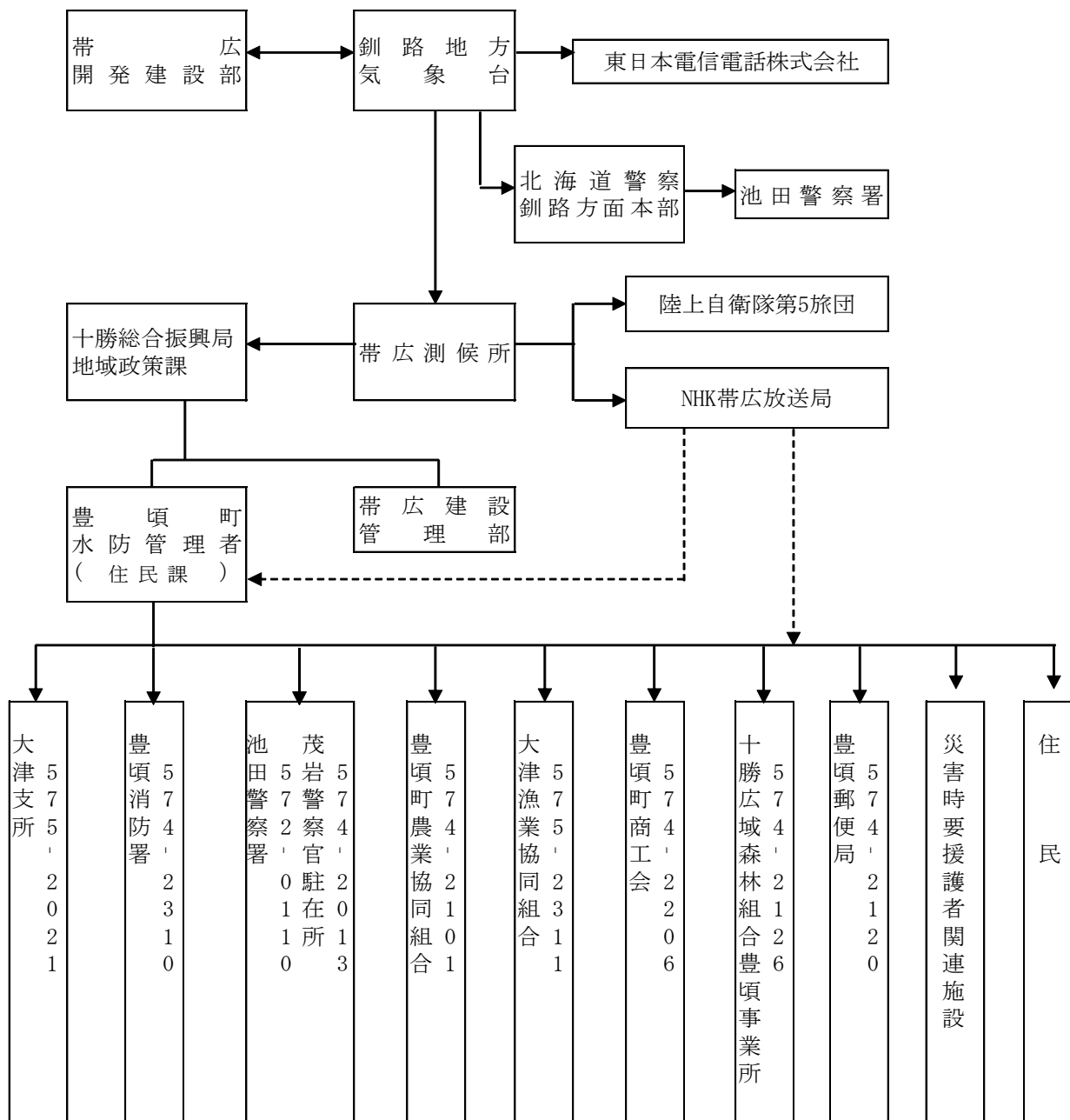
(単位：m)

河川名	水位観測所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
十勝川	共栄橋	143.5	144.3	145.2	145.4
	帯広	34.2	35.2	36.8	37.4
	茂岩	6.2	6.9	10.0	10.9
	大津	1.2	1.5	-	-
利別川	東橋	36.3	36.9	37.2	37.7
	利別	12.0	12.6	14.1	14.6
札内川	第二大川橋	102.2	102.8	103.5	104.2
音更川	土幌	206.1	206.5	207.3	207.9
	音更	72.4	73.1	73.8	74.2
帯広川	北伏古	71.78	72.33	72.89	74.00

第3 十勝川洪水予報伝達

1 洪水予報系統図

指定河川洪水予報は、気象官署から道にはアデス、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者(関係市町村長)へ通知される。町及び水防関係機関が行う洪水予報の伝達系統図は次のとおりである。



2 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達

町は、浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車、防災無線等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

・洪水時に情報伝達を行う災害時要配慮者利用施設

施設名称	所在地	電話番号
地域密着型介護老人福祉施設 はるにれ Toyokoro	茂岩栄町 5 番地 2	574-2220
豊頃町立豊頃医院	茂岩栄町 107 番地 17	574-2020
豊頃町子育て支援所 (茂岩保育所、ことばの教室)	茂岩栄町 4 番地	574-2170
グループホーム光の家族	中央新町 50 番地 1	579-5505
豊頃町立大津保育所	大津幸町 13 番地 1	575-2140

第4節 水防警報

知事は、法第16条第1項及び第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川又は海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

知事は、国土交通省が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次にとおりである。

1 河川における水防警報

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさし支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検・通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量、その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指 示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。

解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨又は該当基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
----	---	---

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

2 海岸における水防警報

種類	内容	発表基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機及び出勤の準備がある旨を警告するもの。水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの <活動内容> ・海岸巡視、避難誘導、土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況・CCVT（監視カメラ）等により越波が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告するとともに、身の安全を確保しつつ水防活動を行うことの準備を指示するもの	気象・波浪状況・CCVT等により越波の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、水防活動を行う旨を指示するもの	気象・波浪状況・CCVT等により越波発生がの確認あるいは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの	気象・波浪状況・CCVT等により越波発生あるいはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	気象・波浪状況・CCVT等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

3 津波に関する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

なお、気象庁の津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」を発表したものとする。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える(時間的猶予がある)状態のとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により、被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

第5節 水位情報の通知及び周知

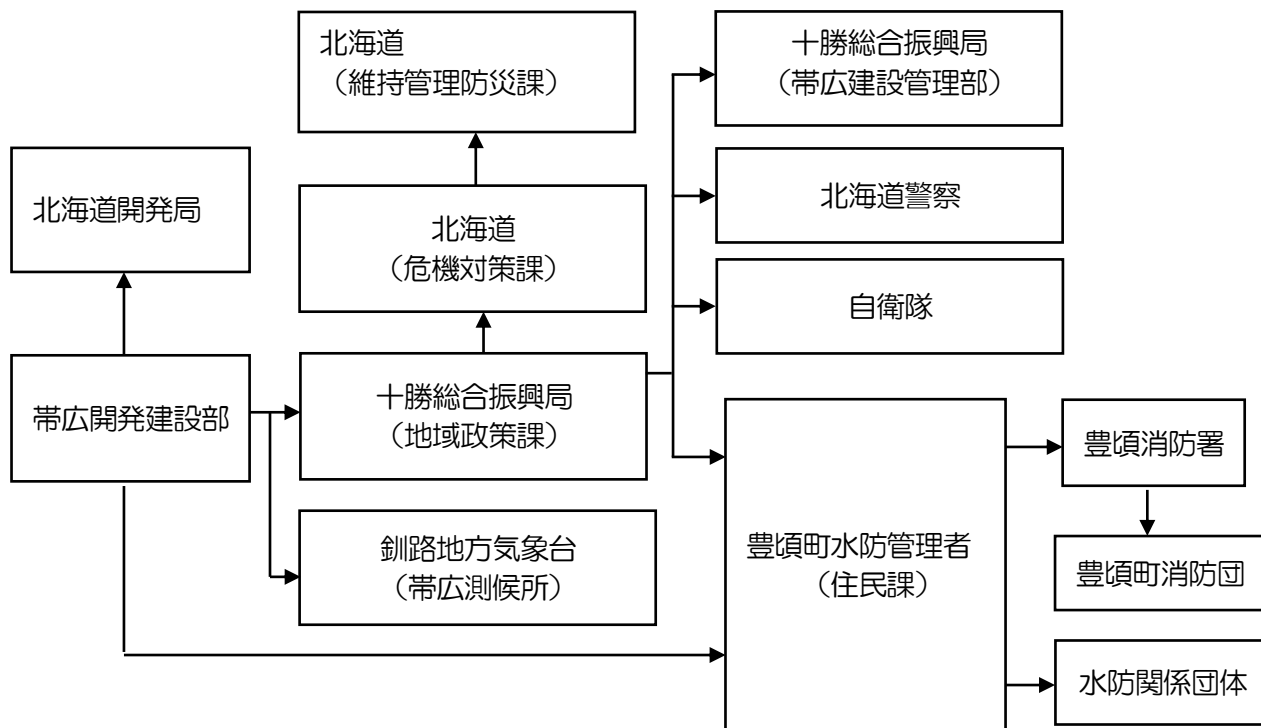
法第13条の規定により国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

国土交通大臣及び都道府県知事が指定した河川の洪水特別警戒水位は、天端から住民への情報伝達、避難準備及び避難所への避難に要する時間の水位上昇を差し引いた水位（氾濫危険水位）であり、氾濫危険水位設定に当たっては、過去の水位観測データ、流域の特性、避難に関する情報、既定の計画水位などを総合的に判断して決定するものとする。

第1 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知

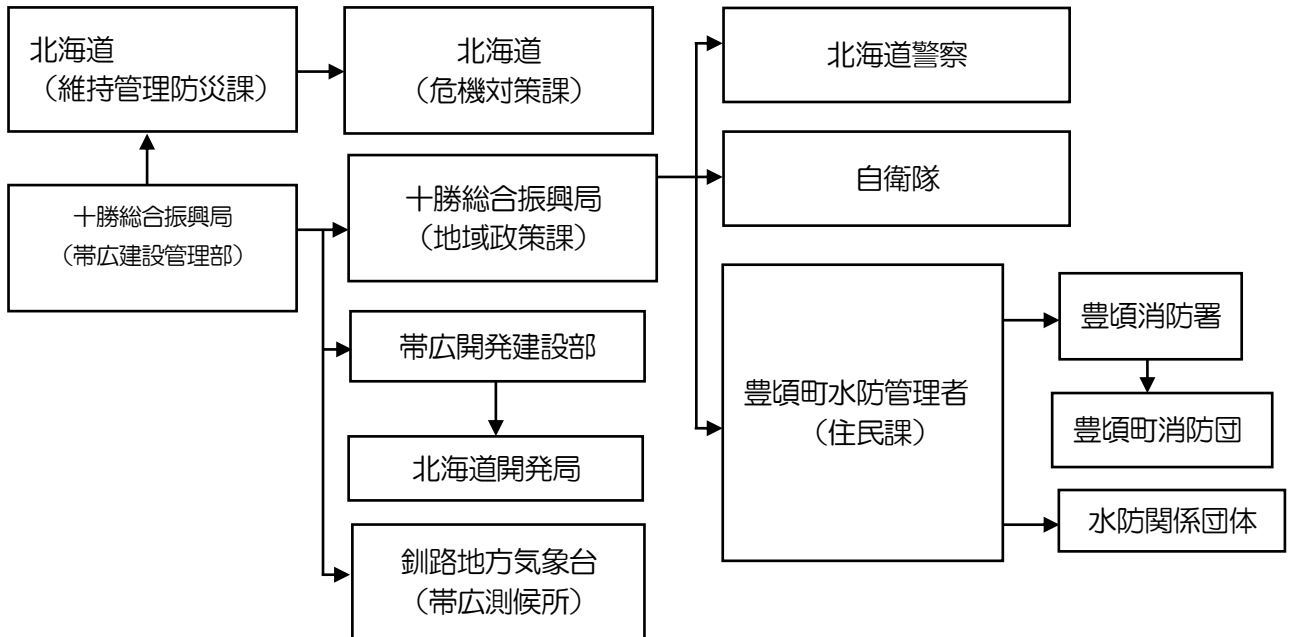
法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が水位情報の通知を行う指定河川（水位周知河川）は、北海道水防計画の別表4「水位周知河川（国土交通大臣指定）」のとおりである。



第2 道知事が行う水位情報の通知及び周知

法第13条第2項の規定により、知事が水位情報の通知を行う指定河川（水位周知河川）は、北海道水防計画の別表5「指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間及び洪水予報区間（知事指定）」のとおりである。

避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、十勝総合振興局長とする。



第3章 雨量・水位等の通報・公表

第1節 水位等の通報・公表

第1 水位の通報・公表

1 雨量・水位の観測所

本町の区域内に設置された雨量、水位観測所は、下記のとおりである。

雨量・水位観測所

観測所名	雨量 水位 の別	河川名	位 置	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (-)	氾濫危険 水位 (危険水位)
茂岩	水位	十勝川	中央新町1番地先	6.20m	6.90m	10.40m	11.90m
大津	//	//	大津幸町134番地先	1.20m	1.50m	-	-
牛首別川	//	牛首別川	二宮1754番地先	26.74m	27.53m	-	28.41m
農野牛	//	//	農野牛314番地先	10.40m	11.00m	-	-
茂岩	雨量	十勝川	中央新町1番地先				
大津	//	//	大津寿町				
牛首別川	//	牛首別川	二宮1754番地先				
大川	//	//	二宮4356番地2				
二宮	//		二宮880番地				
統内	//		統内1824番地2				
豊頃	//		中央若葉町12番地				

2 水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するため、随時情報の把握を行うものとする。

3 水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するため、随時確認を行うものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

法第12条第2項の規定により、水位がはん濫注意水位(警戒水位)を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行われる。

4 障害時の措置

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により前記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに傷害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また、通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

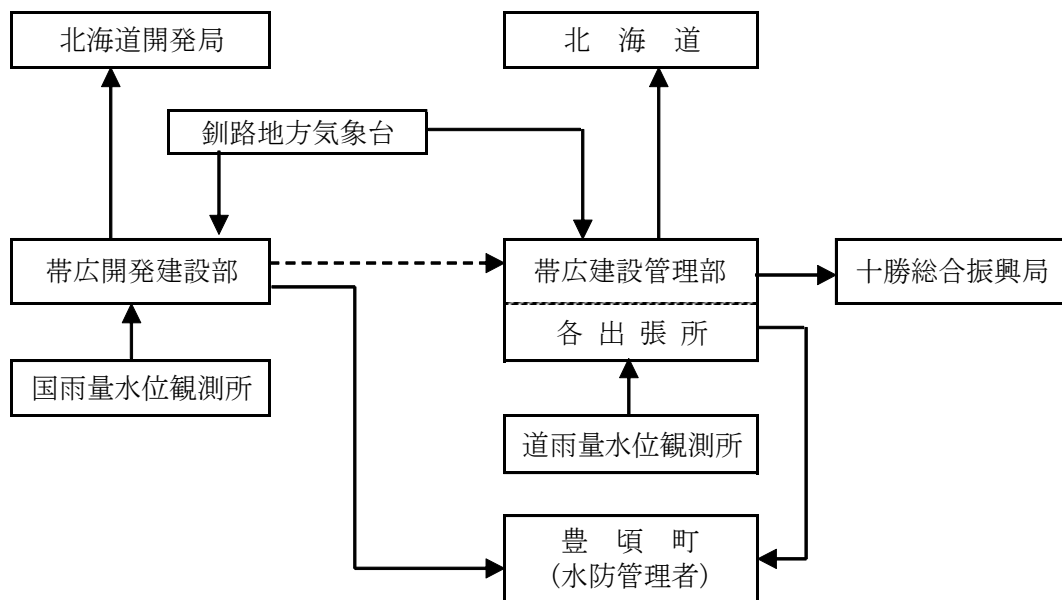
障害等の復旧若しくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 前記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

第2 雨量・水位観測の通信系統

雨量・水位観測の通信系統は、次のとおりである。

(雨量・水位の通信系統図)



(注) ———— 通常系統
- - - - - 必要に応じ通報

第3 雨量の通報

1 雨量の通報

観測所の雨量は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向けの川の防災情報」ホームページに掲載されることにより通報される。

2 障害時の雨量の通報

観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記のホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図により通報される。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

(1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

(2) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

3 潮位の通報

北海道開発局及び気象官署は、水防管理者又は知事から、潮位等の観測結果の照会を受けたときは通報するものとする。

道内の主な検潮所は北海道水防計画の別表11「検潮所一覧表」のとおりである。

第2節 水防管理者等の情報収集

1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者及び水防関係機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者及び水防関係機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
気象庁 防災情報提供システム	http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login	気象情報、解析雨量

一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区气象台ホームページ	http://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、レーダー・ナウキャスト、潮位、波浪

2 潮位の観測等

水防管理者は、高潮のおそれがあると認められるときは、風向、風速及び潮位を観測するものとする。

観測事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 風向、風速（平均）の概要
- (2) 潮位と防潮堤の上端の高さとの差
- (3) 波高（潮の高さの平均から波頭までの高さ）及び防潮堤の上端までの余裕

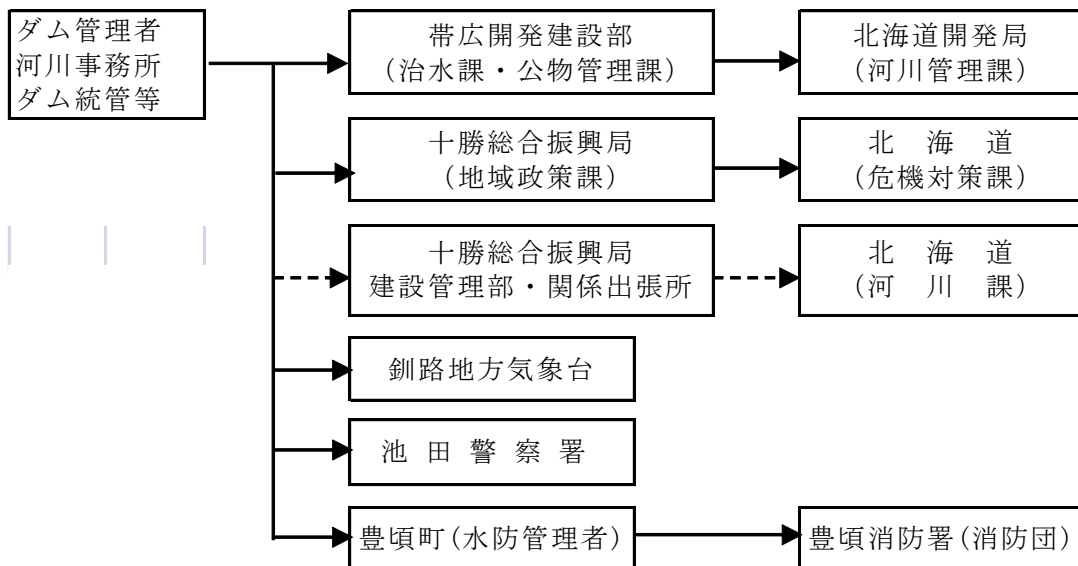
第4章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム操作

- 1 直轄ダム及び補助ダムの管理者（河川管理者）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和39年法律第167号）に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする。
- 2 利水ダム管理者は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法に基づき河川管理者から承認を受けたダム操作規程等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第47条）。
- 3 ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をするものとする。
- 4 ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。
- 5 河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。
 - (1) 予備放流の指示
 - (2) 貯留制限の指示
 - (3) 洪水調節の指示
 - (4) 解除の指示

ダム情報系統図

直轄ダムの情報系統図は次のとおりである。



第2節 水門等の操作

1 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な捜査を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

2 河口部の水門等（津波・高潮）

河口部の水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な捜査を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部の水門等の管理者は、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

3 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

第3節 樋門・樋管（（排・取）水門）及び内水排除機の操作

施設管理者は、平常時から管理に万全を期し、有事に際しては、その機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

1 樋門・樋管

樋門・樋管施設の設置場所等は、別表「樋門・樋管（（排・取）水門）」のとおりである。

2 排水機場（排水ポンプ場）

排水機場の設置場所等は、別表「排水機場（排水ポンプ場）」のとおりである。

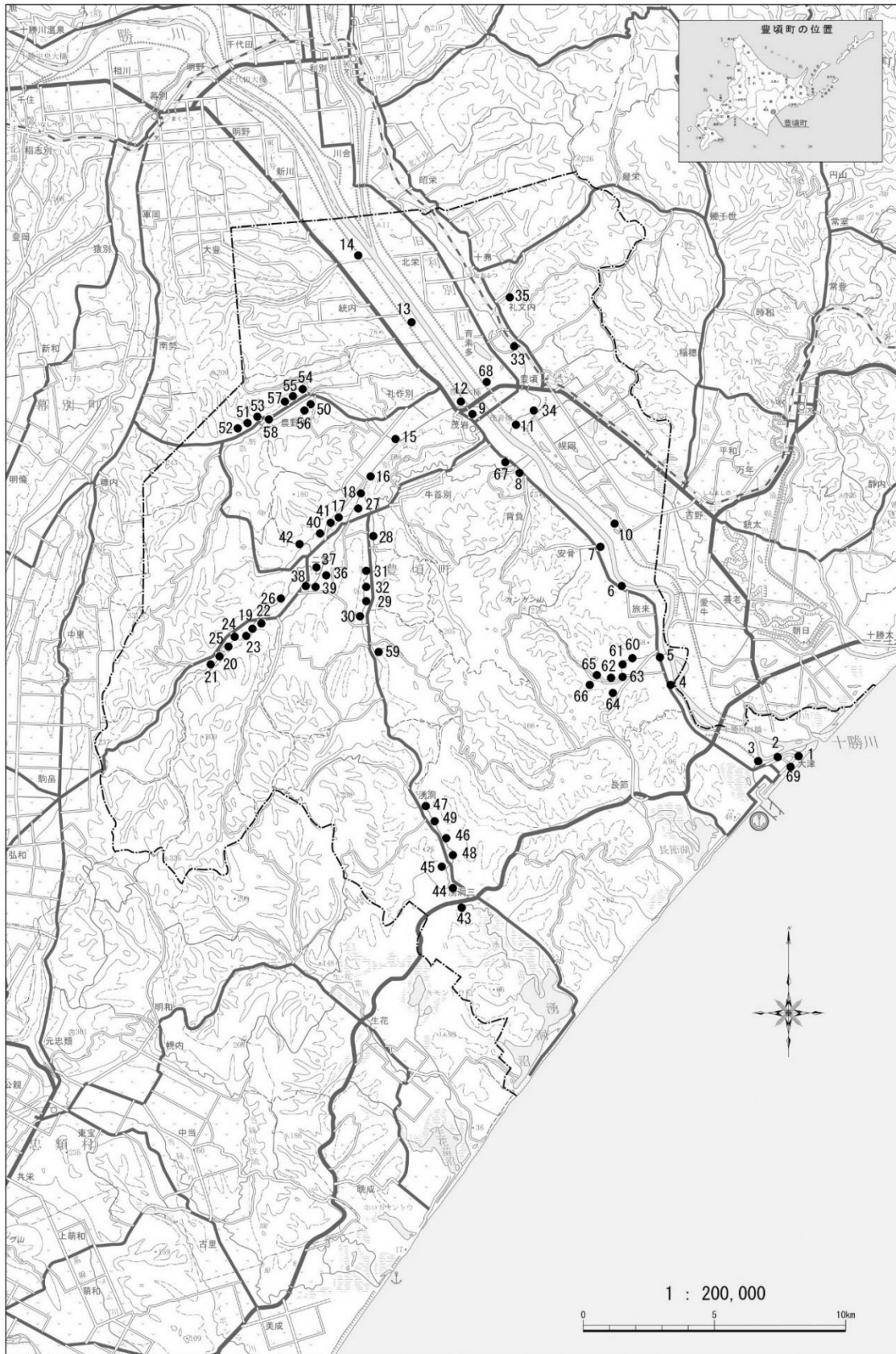
樋門・樋管（（排・取）水門）

河川名	樋門又は樋管名	住 所	河川名	樋門又は樋管名	住 所
1 十勝川	大津河口樋門	大津元町	36 小 川	桜井樋門	二 宮
2 //	大津市街樋門	//	37 //	鈴木樋門	//
3 //	大津第2樋門	//	38 //	鈴木樋門	//
4 //	寒々平樋門	旅 来	39 //	鈴木排水樋管	//
5 //	旅来第1樋門	//	40 山陰川	山陰第2樋門	//
6 //	旅来第2樋門	//	41 //	山田樋管	//
7 //	安骨樋門	安 骨	42 //	左3号排水樋管	//
8 //	背負樋門	背 負	43 湧洞川	堂嶽排水樋門	湧 洞
9 //	茂岩樋門	茂岩新和町	44 //	九本排水樋門	//
10 //	幌岡樋門	幌 岡	45 //	佐々木樋門	//
11 //	上幌岡締切樋門	//	46 //	込堂樋門	//
12 //	農野牛樋門	農野牛	47 //	丹羽樋門	//

13	//	礼作別樋門	礼作別	48	//	駅通樋管	//
14	//	二里塚樋門	統内	49	//	二ベシ排水樋門	//
15	牛首別川	牛首別樋門	農野牛	50	農野牛川	佐々木排水ひ管	農野牛
16	//	牛首別第2樋門	二宮	51	//	北11線排水樋管	//
17	//	石神樋門	//	52	//	村尾排水樋管	//
18	//	二の宮第2樋門	//	53	//	第4号中野排水樋管	//
19	//	横山2号排水樋門	//	54	//	No.3相澤樋管	//
20	//	松本排水樋門	//	55	//	No.2相澤樋管	//
21	//	横山排水樋門	//	56	//	No.1相澤樋管	//
22	//	遠藤排水樋管	//	57	//	北9線排水樋管	//
23	//	前田2号排水樋管	//	58	//	伊井田排水樋管	//
24	//	青田排水樋管	//	59	造林沢川	佐々木樋管	二宮
25	//	前田排水樋管	//	60	加加川	左岸第4号樋管	旅来
26	//	原田樋門	//	61	//	右岸第6号樋管	//
27	久保川	二の宮樋門	//	62	//	左岸第6号樋管	//
28	//	二の宮樋管	//	63	//	右岸第8号樋管	//
29	//	武野樋門	//	64	//	右岸第9号樋管	//
30	//	渡辺樋門	//	65	//	左岸第7号樋管	//
31	//	酒井樋管	//	66	//	中村樋管	//
32	//	山田排水樋管	//	67	十勝川	下牛首別樋門	牛首別
33	礼文内川	育素多第2樋管	育素多	68	//	北星樋門	中央若葉町
34	//	上幌岡8線樋門	幌岡	69	大津新川	大津海岸樋門	大津寿町
35	//	右岸第5号排水樋管	礼文内				

※図中番号は、表：樋門・樋管（（排・取）水門）中の番号に対応している。

豊頃町管内図



排水機場（排水ポンプ場）

水系名	河川名	築堤名	距離表 km	排水機場名 (排水ポンプ場名)	排水量 m ³ /S	樋門名	樋門断面 縦×横×長～連	流入河川名 (法河川)	完成 年度	ポンプ			所有 区分	備考
										馬力～ 台数	型式	予備 電源		
十勝川	十勝川	茂岩築堤	18.9	下牛首別排水機場	30.0	下牛首別樋門	3.5×3.5×94.0 ～2門	下牛首別川	S53	750× 4台	発動 発電機	無	開発局	固定式
十勝川	十勝川	育素多築堤	21.7	育素多排水機場	7.0	北星樋門	2.0×2.5×58.0 ～2門	育素多川	H1	280× 2台	〃	〃	〃	〃
十勝川	十勝川	大津築堤	3.4	大津救急排水	1.0	—	—	大津新川	H1	140× 1台	〃	〃	〃	可動式
十勝川	十勝川	旅来築堤	7.4	寒々平救急排水	2.0	寒々平樋門	3.0×2.5×67.0 ～2門	カンカンピ ラ川	H4	140× 2台	〃	〃	〃	〃
十勝川	十勝川	旅来築堤	8.7	寒々救急排水	4.0	旅来第一樋門	3.0×5.0×68.0 ～2門	カンカン川	H4	140× 6台	〃	〃	〃	〃
十勝川	十勝川	茂岩築堤	21.4	茂岩市街裏救急排水	1.0	茂岩樋門	1.5×1.5×84.0 ～1門	茂岩新川	H6	140× 1台	〃	〃	〃	〃
十勝川	牛首別川	牛首別築堤	2.9	牛首別救急排水	4.0	牛首別樋門	2.0×2.0×25.0 ～2門	西原川	H5	140× 6台	〃	〃	〃	〃
十勝川	十勝川	礼作別築堤	21.8	農野牛救急排水	4.0	農野牛樋門	3.0×2.5×57.0 ～2門	旧農野牛川	H7	140× 4台	〃	〃	〃	〃
十勝川	牛首別川	牛首別築堤	6.6	石神救急排水	2.0	石神樋門	1.2×1.2×21.0 ～1門	旧山陰川	H7	140× 2台	〃	〃	〃	〃
十勝川	牛首別川	牛首別築堤		二宮排水機場	7.0	二宮第2樋門	2.0×2.0×43.5 ～1門	二宮排水路	H15	230× 2台	〃	有	〃	固定式
十勝川	小川	小川築堤		小川排水機場	6.3	小川排水樋門	2.2×1.7×43.0 ～1門	小川排水路	H15	197,133 各1台	〃	有	〃	固定式

第5章 通信連絡

第1節 水防通信連絡

第1 水防通信連絡の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

道及び水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

2 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

3 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、あらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第2 東日本電信電話株式会社の「災害時優先通信」の利用

1 災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

通 話 の 内 容	機 関 等
洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間

2 災害時優先通信の申込み

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3 関係機関と相互に行う通信連絡

機 関 名	連絡責任者 (代 理 者)	所 在 地	連絡先
十勝総合振興局	地域政策課長	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9023
帯広開発建設部	防災対策官	帯広市西5条南8丁目	0155-24-3194
帯広開発建設部 池田河川事務所	所 長	池田町字利別東町	015-572-2661
十勝総合振興局 帯広建設管理部	治 水 課 長	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9219
十勝総合振興局 帯広建設管理部 浦幌出張所	所 長 (主査(管理調 整))	浦幌町字万年286-13	015-576-2132
(株)NTT東日本北海道 帯 広 支 店	総 括 担 当	帯広市西4条南5丁目1番地	0155-23-8921
北海道電力(株) 送配電カンパニー 池田ネットワークセンター	センター長	池田町字西1条10丁目2番地	015-572-2667
池 田 警 察 署	警 備 係 長	池田町字西3条6丁目	015-572-0110
豊頃町農業協同組合	総 務 部 長	豊頃町中央若葉町12番地	015-574-2101
大津漁業協同組合	管 理 部 長	豊頃町大津港町35番地	015-575-2311
十勝広域森林組合 豊 頃 事 業 所	総 務 課 長	豊頃町農野牛28番地	015-574-2126
豊 頃 町 商 工 会	事 務 局 長	豊頃町茂岩本町117番地	015-574-2206
日 本 郵 便 (株) 豊 頃 郵 便 局	局 長	豊頃町茂岩本町26番地	015-574-2120

第6章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材

第1 水防倉庫及び水防資機材の備蓄

本町の水防倉庫及び関係団体の水防用資機材の備蓄は、別表第1「水防資機材」のとおりである。
 なお、本町及び関係団体の備蓄する資機材に不足が生じたときは必要に応じ、民間等から調達するものとする。

第2 水防資機材の調査等

水防管理者は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

第3 道への応援要請

水防管理者は、水防活動に必要な水防資機材に不足を生じ、他に調達の方法がないときは、道有水防倉庫（防災資機材備蓄センター）を管理する十勝総合振興局長に道有水防倉庫の水防資機材の払出しを申請することができる。

第4 水防用土砂の堆積、採取

水防管理者は、有事に備え土砂採取場所を調査し、又は土砂を必要な場所に堆積し、水防活動に必要な土砂を確保するものとする。土砂の堆積場所及び採取場は、別表第2「水防用土砂堆積、採取状況」のとおりである。

別表第1 水防資機材

1 防災倉庫 No.1（総合体育館裏）

住 所	豊頃町茂岩本町 167 番地				
設 置 年 月 日	平成 30 年 3 月		構 造	木造 1 階建 178.86 m ²	
品 目	規 格	数 量	品 目	規 格	数 量
土のう袋(ビニール)	大(500kg 入)	10 袋	ツルハシ	大	7 本
	小(20kg 入)	2,500 枚		中	8 本
// (ホ°リア°ピ°リ°)	小(20kg 入)	800 枚	ペンチ		12 丁
			クリッパー	中	3 本
トラロープ	100m	10 玉		小	4 本
ナイロンテープ	50m	10 玉	懐中電灯	ラジオ付	7 台
麻縄	50m	1 玉		LED	6 台
鉄杭		95 本			
			ヘッドライト	LED	7 台
カケヤ		18 本	救命胴衣		20 着
ハンマー		13 本	ヘルメット		10 個

カナヅチ		10本	胴付長靴		10着
スコップ	剣先	41本	水中長靴		5足
カマ	小	8本	カッパ		5着
ノコギリ	大	3丁			
	小	7丁	発電機		2機
ナタ		8丁	クリップ電灯(投光器)		4機
クワ		6丁	コードリール		2台
シノ		7本	ビニールシート		5枚
マサカリ	小	2本	吹流しセット		1式
三脚		2台			

2 水防倉庫 No.2 (ハルニレ休憩所裏)

住 所	豊頃町幌岡 128 番地				
設置年月日	平成5年3月19日		構 造	プレハブ 4.5㎡	
品 目	規 格	数 量	品 目	規 格	数 量
土のう袋(ビニール)	小(20kg入)	900枚	ナタ		4丁
かます		100枚	クワ		1丁
トラロープ	100m	5玉	シノ		2本
鉄杭		45本	マサカリ	小	1本
カケヤ		13本	ツルハシ	大	2本
ハンマー	大	1本		中	2本
	中	3本	クリッパー	中	1本
カナヅチ		1本		小	1本
スコップ	剣先	15本	救命胴衣		7着
カマ	大	1本	ヘルメット		5個
	小	1本	懐中電灯		5個
ノコギリ	小	6丁	乾電池	単一	20個
ペンチ		2丁	クギ		150本
胴付長靴		5着			

3 大津地域コミュニティセンター

住 所	豊頃町大津幸町 13 番地				
設置年月日	平成12年4月1日		構 造	鉄筋2階建	
品 目	規 格	数 量	品 目	規 格	数 量
ポット式ストーブ		10台	多人数用救急箱	50人用	1箱
懐中電灯	ラジオ付	24台	ハロゲン投光機セト		1セト
		14台	自動空気吸入式マット		10枚
拡声器		2器	ショルダー型メガホン		1器
クリップ電灯(投光器)		4機	トランジスタメガホン		1器
延長コード		2台	ワンタッチテント		3張
掛布団		20枚	ユニットレミニ		3台
敷布団		20枚	エトレミニ用エパック	5枚入	10袋
マットレス		20枚	発電機		1機

ハナゴザ	10畳	10枚	毛布		120枚
油吸着マット	20枚入	7袋			

4 豊頃消防署大津分遣所

住 所	豊頃町大津寿町1番地				
設置年月日	平成12年4月1日		構 造	鉄筋一部2階建	
品 目	規 格	数 量	品 目	規 格	数 量
土のう袋	小(20kg入)	350枚	ノコギリ		2丁
オノ		1丁	ナタ		1丁
トラロープ	100m	2玉	クワ		1丁
鉄杭		30本	シノ		2本
カケヤ		2本	ツルハシ	大	1本
ハンマー	大	1本		中	1本
	小	1本	クリッパー	中	1本
カナヅチ		1本		小	1本
スコップ	剣先	7本	燃料タンク	20ℓ(軽油用)	2缶
カマ	大	1本		20ℓ(灯油用)	2缶
	小	1本	発電機		1機

別表第2 水防用土砂堆積、採取状況

土砂の堆積、採取場所	数 量
安骨396番1 安骨396番12	13,192 m ³

(注) 採取の場合、場所の指定に関わらずその時の状況により臨機応変に対処するものとする。

第2節 輸送の確保

第1 水防管理者の措置

水防管理者は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

第2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、町地域防災計画 本編 第5章 第9節 輸送計画に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所

第1節 巡視及び警戒

第1 河川等の巡視

法第9条の規定により、水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

前記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第2 非常警戒

水防管理者、消防機関等の長は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに総合振興局長及び河川管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- 1 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- 2 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- 3 堤防上面の亀裂又は沈下
- 4 堤防から水があふれている状況
- 5 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- 6 橋梁その他構造物と取付部分の異常
- 7 溜池等については、次の事項について注意するものとする。
 - (1) 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - (2) 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - (3) 取水施設、余水吐及び放水路等の状態
 - (4) 流入水及び浮遊物の状況
 - (5) 周辺の地すべり等の崩落状況
- 8 海岸等については、次の事項について注意するものとする。
 - (1) 防波堤、防潮堤、護岸等の決壊、移動状況
 - (2) 消波ブロック等の状況
 - (3) 海岸の流失等の状況

第2節 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所（過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所）を中心として随時町内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

町内における重要水防箇所は、別表のとおりである。

別表 国土交通省管理河川における重要水防箇所

平成30年度 豊頃町 重要水防箇所評定一覧表

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長 (km)	種 別	重要度	重点区間
1	十勝川	左岸	磯岡築堤	12.20 ~ 14.00	1.99	堤防高	B	
2	十勝川	左岸	磯岡築堤	14.20 ~ 14.20	0.20	堤防高	B	重点区間
3	十勝川	左岸	磯岡築堤	14.40 ~ 16.00	1.79	堤防高	B	
4	十勝川	左岸	磯岡築堤	16.20 ~ 16.20	0.20	堤防高	B	重点区間
5	十勝川	左岸	磯岡築堤	16.40 ~ 20.60	4.38	堤防高	B	
6	十勝川	左岸	青森多築堤	21.80 ~ 23.00	1.41	堤防高	B	
7	十勝川	左岸	青森多築堤	23.40 ~ 23.60	0.40	堤防高	B	
8	十勝川	左岸	青森多築堤	24.40 ~ 25.20	1.01	堤防高	B	
9	十勝川	左岸	青森多築堤	25.40 ~ 25.40	0.20	堤防高	B	重点区間
10	十勝川	左岸	青森多築堤	25.60 ~ 29.60	4.24	堤防高	B	
11	十勝川	左岸	千代田築堤	29.80 ~ 29.80	0.20	堤防高	B	
12	十勝川	右岸	大津築堤	6.00 ~ 6.00	0.22	堤防高	B	重点区間
13	十勝川	右岸	旅業築堤	9.60 ~ 10.00	0.57	堤防高	B	
14	十勝川	右岸	旅業築堤	10.60 ~ 14.00	3.44	堤防高	B	
15	十勝川	右岸	旅業築堤	14.40 ~ 16.60	2.30	堤防高	B	
16	十勝川	右岸	茂岩築堤	18.60 ~ 18.60	0.20	堤防高	B	
17	十勝川	右岸	茂岩築堤	19.00 ~ 19.40	0.59	堤防高	B	
18	十勝川	右岸	茂岩築堤	20.20 ~ 20.20	0.20	堤防高	B	
19	十勝川	右岸	札作別築堤	21.80 ~ 21.80	0.20	堤防高	B	重点区間
20	十勝川	右岸	札作別築堤	22.00 ~ 22.60	0.82	堤防高	B	
21	十勝川	右岸	札作別築堤	23.40 ~ 23.60	0.41	堤防高	B	
22	十勝川	右岸	札作別築堤	24.40 ~ 25.40	1.22	堤防高	B	
23	十勝川	右岸	札作別築堤	25.60 ~ 25.60	0.20	堤防高	B	重点区間
24	十勝川	右岸	札作別築堤	25.80 ~ 30.40	4.90	堤防高	B	
25	十勝川	右岸	大津築堤	6.00 ~ 6.00	0.22	堤防高	B	重点区間
26	十勝川	左岸	磯岡築堤	16.20 ~ 16.20	0.40	水衝・洗掘	B	重点区間
27	十勝川	右岸	大津築堤	4.80 ~ 4.80	0.23	水衝・洗掘	B	
28	十勝川	右岸	大津築堤	5.00 ~ 5.20	0.46	水衝・洗掘	A	
29	十勝川	右岸	大津築堤	5.40 ~ 5.40	0.23	水衝・洗掘	B	
30	十勝川	右岸	大津築堤	5.90 ~ 6.20	0.46	水衝・洗掘	B	重点区間
31	十勝川	右岸	茂岩築堤	19.60 ~ 19.80	0.40	水衝・洗掘	B	
32	十勝川	-	茂岩橋	21.05		工作物	B	
33	十勝川	-	豊頃大橋	21.60		工作物	B	
34	十勝川	左岸	磯岡築堤	20.15 ~ 20.20	0.04	旧川跡	要注意	
35	十勝川	左岸	磯岡築堤	20.50 ~ 0.00	0.19	旧川跡	要注意	
36	十勝川	左岸	青森多築堤	22.80 ~ 23.50	0.71	旧川跡	要注意	
37	十勝川	右岸	大津築堤	2.70 ~ 4.15	1.87	旧川跡	要注意	
38	十勝川	右岸	旅業築堤	12.65 ~ 12.95	0.67	旧川跡	要注意	
39	十勝川	右岸	旅業築堤	13.05 ~ 13.15	0.14	旧川跡	要注意	
40	十勝川	右岸	茂岩築堤	19.50 ~ 20.00	0.54	旧川跡	要注意	
41	十勝川	右岸	茂岩築堤	20.00 ~ 20.20	0.20	旧川跡	要注意	
42	十勝川	右岸	茂岩築堤	20.20 ~ 21.00	0.79	旧川跡	要注意	
43	十勝川	右岸	茂岩築堤	21.40 ~ 21.70	0.32	旧川跡	要注意	重点区間
44	十勝川	右岸	札作別築堤	21.90 ~ 21.95	0.04	旧川跡	要注意	
45	利別川	左岸	川合築堤	1.20 ~ 1.60	0.36	堤防高	B	
46	利別川	右岸	利別築堤	1.20 ~ 1.40	0.20	堤防高	B	
47	牛首別川	左岸	札作別築堤	0.40 ~ 0.40	0.20	堤防高	B	
48	牛首別川	左岸	牛首別築堤	0.60 ~ 1.00	0.57	堤防高	B	
49	牛首別川	左岸	牛首別築堤	1.60 ~ 1.80	0.38	堤防高	B	
50	牛首別川	左岸	牛首別築堤	2.80 ~ 2.80	0.19	堤防高	B	
51	牛首別川	左岸	牛首別築堤	6.20 ~ 7.20	1.15	堤防高	B	
52	牛首別川	左岸	牛首別築堤	7.40 ~ 7.40	0.18	堤防高	B	重点区間
53	牛首別川	右岸	茂岩築堤	0.00 ~ 0.00	0.20	堤防高	B	
54	牛首別川	右岸	茂岩築堤	0.20 ~ 0.20	0.20	堤防高	B	重点区間
55	牛首別川	右岸	牛首別築堤	0.80 ~ 1.00	0.38	堤防高	B	重点区間
56	牛首別川	右岸	牛首別築堤	6.40 ~ 7.40	1.14	堤防高	B	
57	牛首別川	右岸	茂岩築堤	0.00 ~ 0.00	-	堤防断面	B	
58	牛首別川	右岸	茂岩築堤	0.20 ~ 0.40	0.40	堤防断面	B	重点区間
59	牛首別川	右岸	牛首別築堤	0.60 ~ 0.80	0.38	堤防断面	B	重点区間
60	牛首別川	右岸	牛首別築堤	1.00 ~ 1.00	0.19	堤防断面	A	重点区間
61	牛首別川	左岸	牛首別築堤	4.00 ~ 4.80	0.76	法崩れ・すべり	B	
62	牛首別川	左岸	牛首別築堤	7.20 ~ 7.40	0.18	法崩れ・すべり	B	重点区間
63	牛首別川	右岸	茂岩築堤	0.00 ~ 0.40	0.40	法崩れ・すべり	B	重点区間
64	牛首別川	右岸	牛首別築堤	0.40 ~ 1.00	0.57	法崩れ・すべり	B	重点区間
65	牛首別川	-	農野牛橋	0.46		工作物	B	
66	牛首別川	-	新川橋	6.75		工作物	B	
67	牛首別川	左岸	牛首別築堤	0.65 ~ 0.70	0.04	旧川跡	要注意	
68	牛首別川	左岸	牛首別築堤	1.90 ~ 2.05	0.12	旧川跡	要注意	
69	牛首別川	左岸	牛首別築堤	2.10 ~ 2.15	0.05	旧川跡	要注意	

また、本町の区域内の河川・湖沼又は海岸並びに低地帯等で、水防上特に災害が予想される警戒
防御区域として、重要水防危険区域、低地帯の浸水予想区域、高波・高潮・津波等危険区域を指定
している。（参照：町地域防災計画 資料編 資料 15 災害危険区域等）

第8章 水防組織

第1節 町の組織

第1 豊頃町水害本部

町は、豊頃町災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）及び豊頃町災害対策本部条例施行規則（昭和38年規則第5号）の定めるところに準じ、豊頃町水防本部により水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は、住民課で行うものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

第2 会議

町は、水防計画を調査審議させるため、豊頃町防災会議に諮る。

第3 水防本部の組織及び所掌事務

水防本部の組織及び所掌事務は、次のとおりとする。

- 1 豊頃町水防本部の組織は、別表第1に定めるとおりである。
- 2 豊頃町水防本部の各部(班)の所掌事務は、別表第2に定めるとおりである。

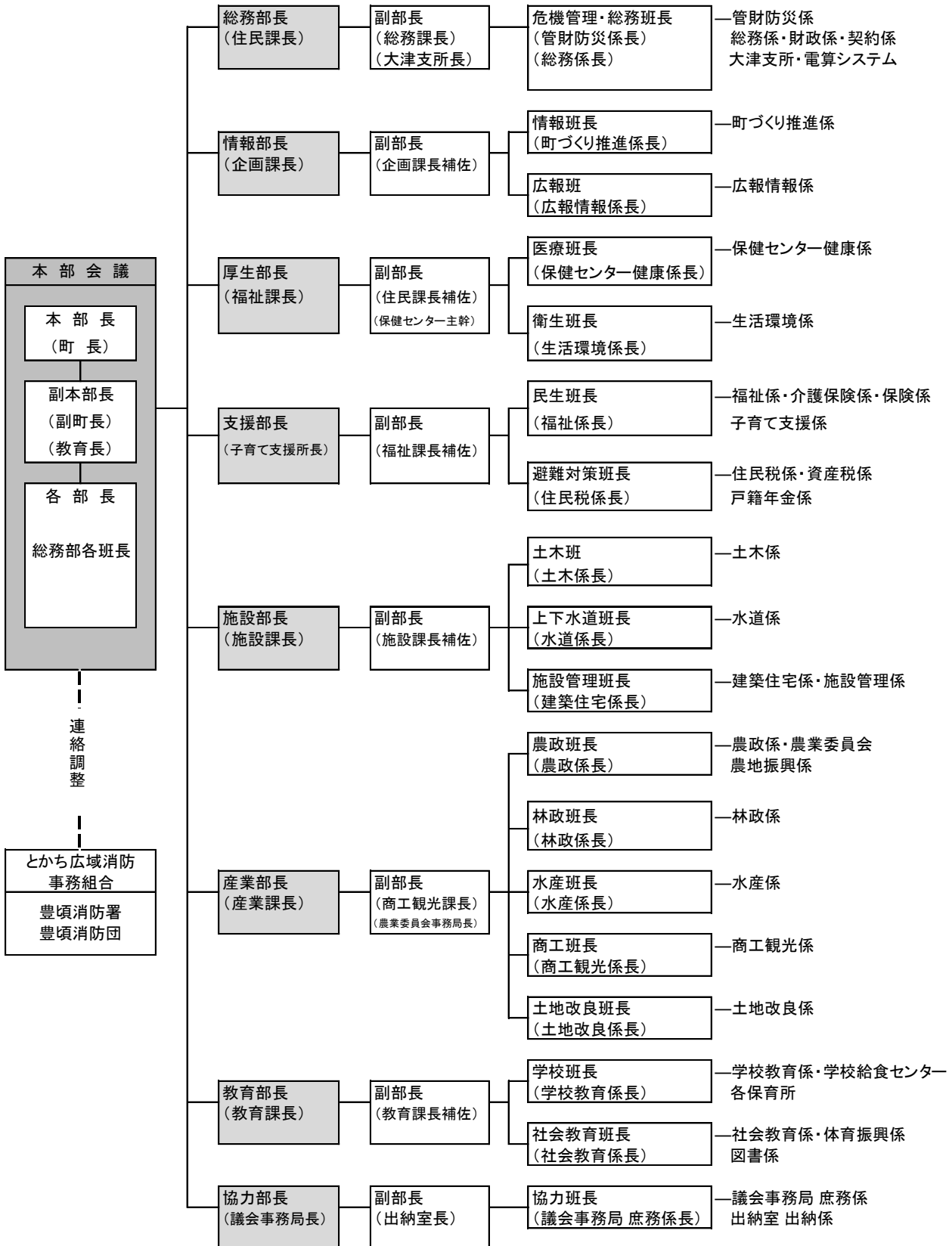
第4 消防機関の組織

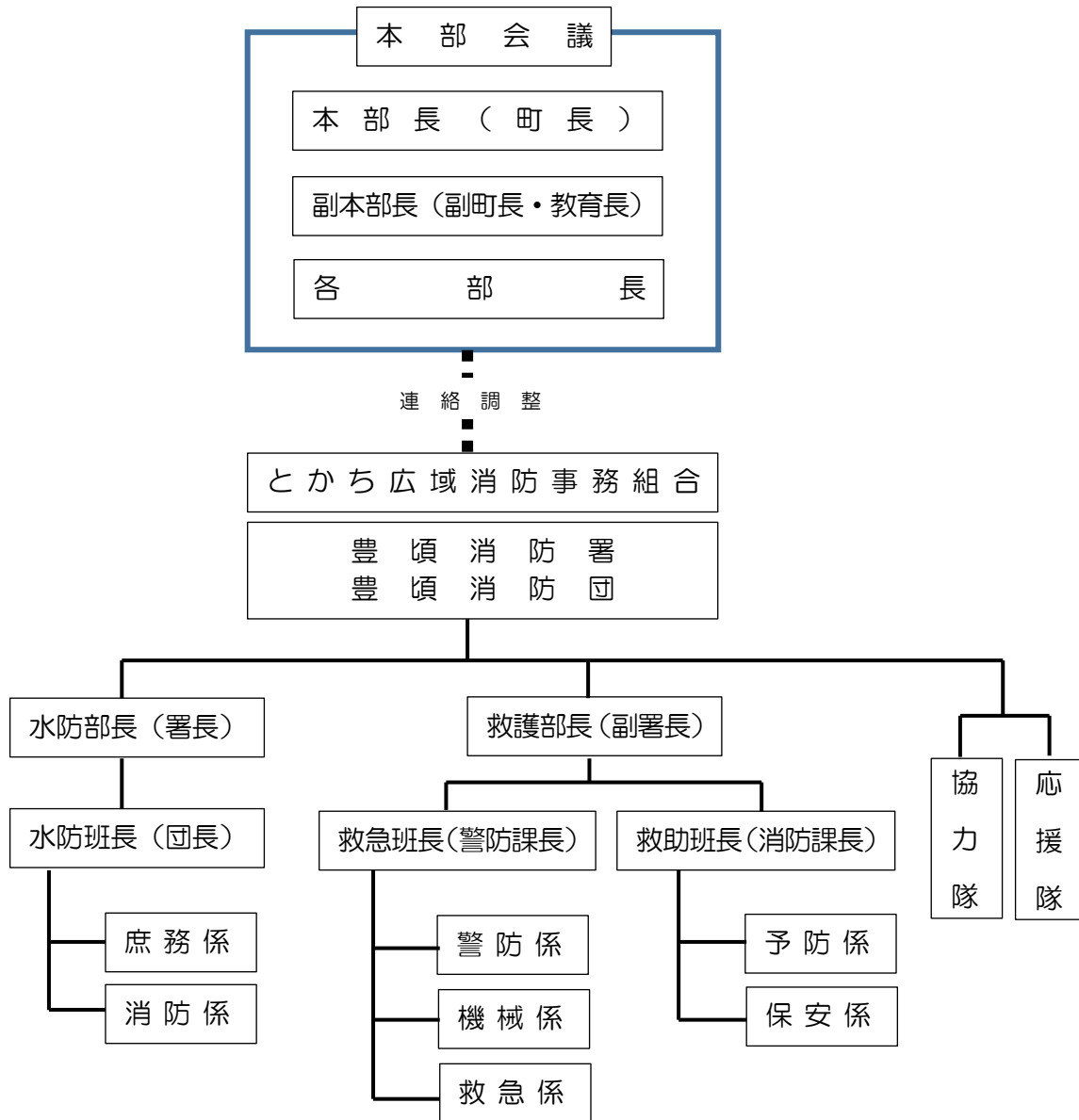
豊頃町の消防機関の組織は、本編第4章第10節第2「消防組織」のとおりである。

第5 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、別表第3に定めるとおりである。ただし、分担区域以外の区域であっても消防機関の長が必要と認め指示したときは直ちに出勤し、現地水防活動にあたるものとする。

別表第1 豊頃町水防本部の組織





別表第2 豊頃町水防本部の所掌事務

1 総務部

班 名	所 掌 事 務
危機管理・総務班	1 本部の庶務に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 水防協議会、その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 本部の配備体制及び各部の連絡調整に関する事。 5 自衛隊の派遣要請に関する事。 6 水害の記録に関する事。 7 水害情報の収集及び報告に関する事。 8 水害状況の公表に関する事。 9 その他各部に属さない事。

2 情報部

班 名	所 掌 事 務
情報班	1 水害予警報等の受理・伝達に関する事。 2 雨量・水位及びダム放流通知の受理・伝達に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 住民組織及び関係団体との連絡協力に関する事。 5 各地区の連絡情報に関する事。
広報班	1 住民に対する警報・避難命令・水害情報の広報に関する事。 2 水害写真等の収集に関する事。

3 厚生部

班 名	所 掌 事 務
医療班	1 重軽傷者の応急処置及び看護に関する事。 2 被災者の救出・救助に関する事。 3 水害時の医療資材及び医薬品の確保に関する事。 4 水害時の救急医療対策に関する事。 5 町立豊頃医院との連絡調整に関する事。
衛生班	1 死者の収容及び処理に関する事。 2 水害時の防疫対策及び衛生環境に関する事。

4 支援部

班 名	所 掌 事 務
民生班	1 救助物資の調達に関する事。 2 日赤救助活動の連絡調整に関する事。 3 水害地の給水及び応急食糧の確保並びに給与に関する事。 4 被服・寝具その他生活必需品の給与に関する事。
避難対策班	1 避難所の開設及び管理に関する事。 2 避難者の誘導、収容及び輸送に関する事。 3 水害地における応急資材の調達及び輸送に関する事。

5 施設部

班 名	所 掌 事 務
土 木 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁・河川の被害調査に関する事。 2 水害地の障害物の除去に関する事。 3 派遣自衛隊員の誘導・撤収及び連絡調整に関する事。 4 作業用車両・機械、機具の確保に関する事。 5 内水排除活動の実施に関する事。 6 道路交通の情報収集に関する事。 7 交通不能箇所の調査及び運行路線決定に関する事。 8 水害危険道路交通の交通指導に関する事。 9 重要水防区域の常時監視に関する事。 10 水防施設の巡視・警戒に関する事。
上 下 水 道 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の保全及び復旧対策に関する事。 2 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 3 下水道施設の保全及び復旧対策に関する事。 4 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。
施 設 管 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の被害調査に関する事。 2 被災者の住宅対策に関する事。 3 被災公共施設の応急措置に関する事。

6 産業部

班 名	所 掌 事 務
農 政 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地・農業施設・農作物等の被害調査に関する事。 2 農作物の病害虫及び家畜伝染病の防疫に関する事。 3 被害農家の援護対策に関する事。 4 水害時の家畜の避難対策及び飼料の確保に関する事。 5 農業協同組合・農業共済組合との連絡調整に関する事。
林 政 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 林道・林業施設等の被害調査及び応急措置に関する事。 2 林野の防疫に関する事。 3 被害林家に対する援護対策に関する事。 4 森林組合との連絡調整に関する事。
水 産 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業施設及び船舶・漁具等の被害調査に関する事。 2 水害時の船舶の避難対策に関する事。 3 被害漁家に対する援護対策に関する事。 4 漁港施設の被害調査及び応急措置に関する事。 5 漁業協同組合との連絡調整に関する事。
商 工 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業施設・商品等の被害調査に関する事。 2 被害商工業者に対する援護対策に関する事。 3 商工会との連絡調整に関する事。
土 地 改 良 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農道・土地改良施設の被害調査及び応急措置に関する事。 2 農政班との連絡調整に関する事。

7 教育部

班 名	所 掌 事 務
学 校 班	1 児童・生徒の避難及び保護に関すること。 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 水害時における応急教育に関すること。
社 会 教 育 班	1 社会教育団体との連絡調整に関すること。 2 女性団体・青年団体等の指導監督に関すること。 3 関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。

8 協力部

班 名	所 掌 事 務
協 力 班	1 他部の行う災害応急措置に対する応援協力に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。 3 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。

別表第3 消防機関の水防分担区域

水 防 地区名	担 当 河 川 名	担 当	責 任 者	人 員	連 絡 先	該 当 区 域
茂 岩	十勝川右岸(上統内～旅来)、牛首別川流域、背負川、安骨川、下牛首別川、小川、礼作別川、ウツナイ川	第1分団	第1分団長	23	豊頃消防署	茂岩一区～六区、牛首別、茂岩南区、二宮東区、二宮中央区、二宮西区、農野牛区、下農野牛区、礼作別区、統内区、二里塚区、平和区
豊 頃	十勝川左岸(豊頃市街～旧十勝川分流)、礼文内左岸、佐々田川	第2分団	第2分団長	21		中央一区～三区、豊頃一区～三区、上幌岡区、下幌岡区、豊頃区、十弗西区(南25線を境界とする南部)
十 弗	十勝川左岸(豊頃市街～池田町境)、礼文内右岸堤、礼文内川上流	第3分団	第3分団長	9		十弗町内区、礼文内区、十弗西区(南25線を境界とする北部)
大 津	十勝川右岸(旅来～河口)、カンカン沢川、湧洞川、長節川	大津分団	大津分団長	19		大津一区～三区、湧洞区、長節区、旅来区

第9章 水防活動

第1節 水防非常配備体制

第1 町の非常配備体制

町は、次による非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、豊頃町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

非常配備基準

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のための総務部と、監視業務のための施設部、産業部その他必要な課の人員をもって当たるもので、状況によってさらに次の配備体制に移行できる体制とする。
第2非常配備	1 洪水、津波又は高潮等により、局地的災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	水防本部の組織の所要人員をもって当たるもので、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第3非常配備	1 洪水、津波又は高潮等により、町全域にわたり、甚大な被害が発生又は予想されるとき。	災害対策本部の全員を持って当たるもので、状況によりそれぞれ災害応急活動ができる体制とする。

(注) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第2 消防機関の非常配備体制

非常配備基準

職 種	配 備 時 期	配 備 内 容
第1非常 配備 (待 機)	1 水防警報指定河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 2 洪水予報指定河川において水防団待機水位に達し、更に上昇するおそれがあるとき。 2 大雨警報、洪水警報、高潮警報が発令され、又は河川等の状況により待機を必要と認められたとき。 3 北海道知事から待機の指示を受けたとき。	1 消防職・団員のうち分団長以上の召集を行い、状況に応じ直ちに出動できるよう非番の職員に対し、自宅待機を指示する。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。
第2非常 配備 (準 備)	1 水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき。 2 洪水予報指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。 3 大雨警報、洪水警報、高潮警報が発令され、又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認められたとき。 4 北海道知事から出動準備の指示を受けたとき。	1 消防職全員及び消防団員の一部を召集し、隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員の派遣を行い、連絡情報の収集に努めること。 3 出動車両の点検整備及び救命ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備機材の整備、準備を行うこと。 5 出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視体制の強化を行うこと。
第3非常 配備 (出 動)	1 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発令されたとき。 2 洪水予報指定河川に洪水予報（注意報）が発令されたとき、又は河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。 3 大雨警報、洪水警報あるいは高潮警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき。 4 町域に特別警報（大雨・高潮・波浪）が発表されたとき。 5 潮位が上昇して被害が発生するおそれがあるとき。 6 北海道知事から出動の指示を受けたとき。	1 消防職、団員の全部を召集し、隊の編成を行い、現地に出動、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

第3 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係のある機関に通知するとともに、十勝総合振興局長、帯広開発建設部長及び帯広建設管理部長に報告するものとする。

第2節 警戒区域

第1 警戒区域の指定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

第2 警察官の警戒区域の設定

前号に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第3 警戒区域設定の報告

前項第1号及び第2号の警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

第3節 水防作業

第1 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第2 水防工法

水防工法の種類は、別に定めるものとする。

第4節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか、町地域防災計画 本編 第5章 第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

第1 避難のための立退きの指示

法第29条の規定により、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、十勝総合振興局長及び池田警察署長に通知しなければならない。解除公示した場合も同様とする。

水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のため立退きを指示することができないと認められるとき、又は、水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者に通知するものとする。

第3 避難及び立退きの順序

避難及び立退きの順序は、町地域防災計画 本編 第5章 第4節「避難対策計画」によるものとする。

第4 避難者の輸送

避難者の輸送は、町地域防災計画 本編 第5章 第9節「輸送計画」によるものとする。

第5 避難場所等の指定

避難場所等は、町地域防災計画 本編 第5章 第4節「避難対策計画」によるものとする。

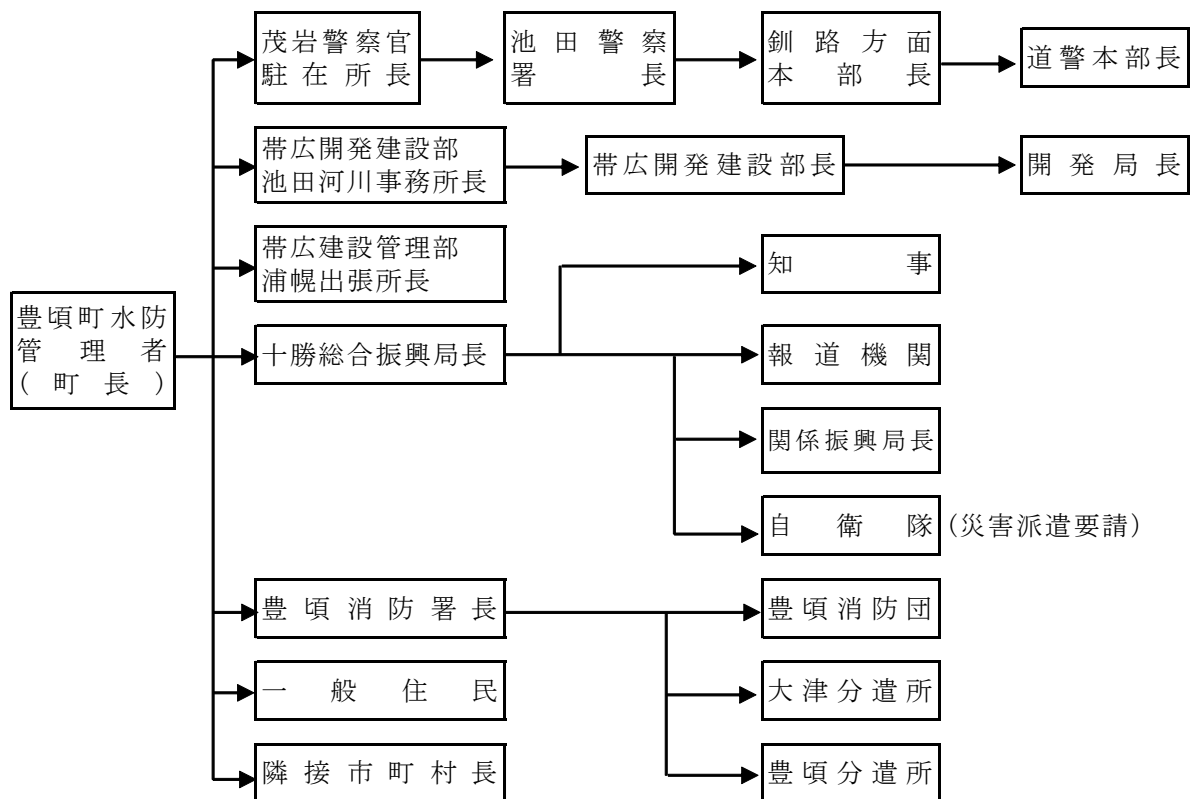
第5節 決壊・越水通報

第1 決壊・越水の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防、防潮堤等の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防長は直ちに次により通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

1 堤防等の決壊・越水通報系統図



第2 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第6節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第 10 章 協力及び応援

第 1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（十勝川・十弗川・下頃辺川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- 5 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

第 2 水防管理団体相互間の応援

水防管理者は、法第 23 条第 1 項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、隣接水防管理団体に対して次により応援を求めるものとする。

	要 請 先 (担 当)	電 話
豊頃町水防管理者 (町 長) (消 防 団 長)	幕別町水防管理者	0155-54-2111
	池田水防管理者	015-572-3111
	浦幌町水防管理者	015-576-2111
	とがち広域消防局	0155-26-9126

第3 警察官の援助の要求

水防管理者等は、法第22条の規定により、水防のため必要があるときは、次により警察官の出動を要請する。

応援又は協力を求める事項	要請先	要請者	根拠法令
警戒区域への立入禁止等の措置	池田警察署 (警備係長) 015-572-0110	消防署長	法第21条
警察官の出動		水防管理者 (住民課長)	法第22条
警察通信施設の使用		水防管理者 (住民課長)	法第27条
避難・立退きの場合における措置		水防管理者 (住民課長)	法第29条

第4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、自衛隊法第83条第1項の規定により、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予測されるときは、町地域防災計画 本編 第5章 第31節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事（十勝総合振興局）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第 11 章 水防信号、水防標識及び身分証票

第 1 節 水防信号

水防信号は、法第 20 条の規定により知事が定めたものを用いるものとして、その信号は次のとおりである。

第 1 信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第 2 信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第 3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。	

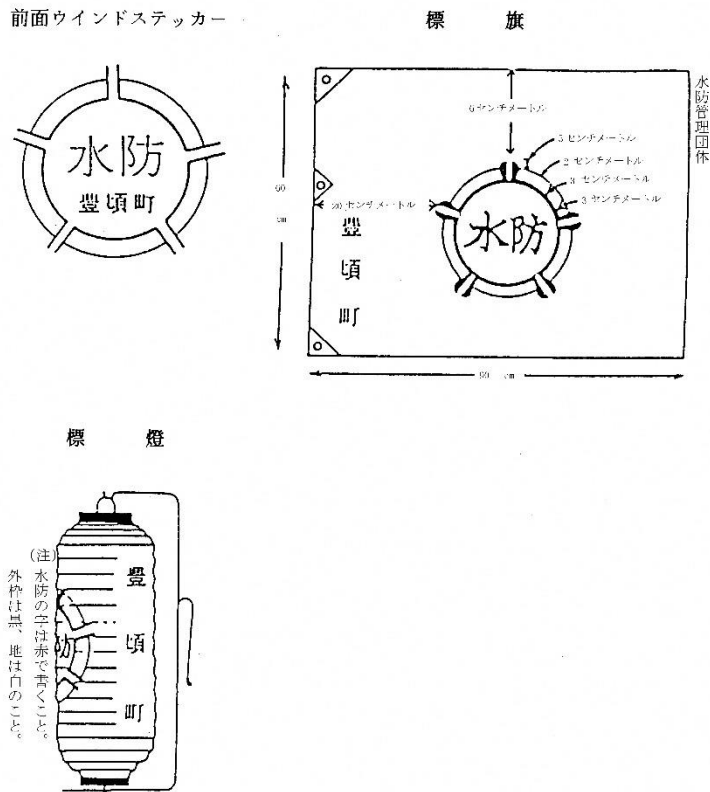
北海道水防標識及び信号に関する規則（北海道規則第 118 号）

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第 4 信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○-休 止-○-

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両等の標識は次のとおりとする。



第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

法第49条第1項に定める業務を行うための町の職員及び消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおりである。

表 (Front)		裏 (Back)	
水防立入検査証		注 意	
9 cm	所属 職 氏名 年 月 日 水防管理者 印	1 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。 2 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。 3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。	
6 cm			

第 12 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

第 1 費用負担

法第 41 条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

法第 23 条第 3 項及び第 4 項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

第 2 利益を受ける市町村の費用負担

法第 42 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

第 2 節 公用負担

第 1 公用負担

法第 28 条第 1 項、第 2 項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。

なお、水防管理団体は法第 28 条第 3 項の規程により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹林、その他の資材の使用若しくは収用
- 3 車両その他運搬用機器の使用
- 4 工作物その他障害物の処分

第 2 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、また、これ等の者の命を受けた者は、別記様式 1 に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

別記様式 1

第 号	
	公用負担権限委任証
住 所	
職 名	
氏 名	
上記の者に 委任したことを証明します。	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について
年 月 日	
	委任者 氏名
	印

(縦 9cm 横 6cm)

第3 公用負担命令書

公用負担の権限を行使する者は、別記様式2に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的物の所有者、管理者又は、これに準ずる者に交付するものとする。

別記様式2

第 号
公 用 負 担 命 令 書
住 所 氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。
1 目的物
(1) 所在地
(2) 名 称
(3) 種 類 (又は内容)
(4) 数 量
2 負担内容
(使用・収用・処分等について詳記すること)
年 月 日
命令者 職 氏名
印

(日本工業規格A4版)

第4 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価により損失を補償するものとする。

第 13 章 水防報告

第 1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告するものとする。

- 1 消防の機関を出動させたとき。
- 2 他の水防管理団体に応援を要求したとき。
- 3 その他必要と認める事態が発生したとき。

平成 27 年台風〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成 27 年 8 月〇日～〇日)		
〇概要 <p>〇〇市消防団は、平成 27 年 8 月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1 時間雨量 100mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。</p>		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約 12 時間	〇名	・土のう積み (300 袋) ・避難誘導 (20 世帯) ・排水作業 (3 件)
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動実施箇所 地図
〇〇川左岸 (〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸 (〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	
〇〇川右岸 (〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区の浸水被害	

第2 水防活動実施報告

水防管理団体は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象機関ごとに水防活動実施報告を作成の上、所定の期日までに十勝総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

別記様式

水防活動実施報告書

(市町村)										年	日
区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考		
	団体数	活 動 延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使 用 資 材 費				
							主要資材	その他資材		計	
水防管理団体分 前 回 迄											
月分											
小 計											
累 計											

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 4 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体の「累計」欄のみ記入すること。
- 5 備考欄には、具体的災害名（台風第〇〇号、低気圧による大雨等）を記入のこと。

第 14 章 水防訓練

第 1 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、法第 35 条の規定により、毎年 1 回以上水防訓練を実施するものとする。

第 15 章 災害補償等

第 1 水防団員等の公務災害補償

法第 6 条の 2 の規定により、水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第 2 水防に従事した者の災害補償

法第 24 条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷、若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第 45 条の規定に基づき、「北海道市町村消防災害補償等組合補償条例(昭和 32 年条例第 1 号)」の定めるところにより補償しなければならない。

第 16 章 水防協力団体

第 1 水防協力団体の指定

法第 36 条第 1 項の規定により、水防管理者は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

法第 36 条第 2 項の規定により、水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

第2 水防協力団体の業務

法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動にすること。
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。
- 3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 4 水防に関する調査研究を行うこと。
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第3 水防団等との連携

法第38条の規定により、水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前項に掲げる業務を行うものとする。

第 17 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第 1 浸水想定区域の指定

法第 14 条の規定により、北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

第 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法（町地域防災計画 本編 第 3 章 第 3 節 第 2 「気象警報等の伝達系統及び方法」参照）
- 2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項（町地域防災計画 本編 第 5 章 第 4 節「避難対策計画」参照）
- 3 浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

第 3 避難確保計画の作成等

- 1 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の省令で定める事項を町長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも同様とする。
- 3 避難確保計画は、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 洪水時の防災体制に関する事項
 - (2) 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
 - (3) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
 - (4) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - (5) 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - ア 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - イ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ウ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

第4 住民への周知

町は浸水想定区域等について、ハザードマップやホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

第5 予想される水災の危険の周知等

法第15条第11項の規定により、町長は、町の区域内に存する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

第6 緊急通行

法第19条の規定により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第19条第2項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第 18 章 指定水防管理団体の水防計画

第 1 指定水防管理団体

法第 4 条の規定により、道は水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる（以下「指定水防管理団体」という。）。

本町は指定水防管理団体に指定されている。

第 2 指定水防管理団体の水防計画

法第 33 条第 1 項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

法第 33 条第 2 項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、防災会議に諮らなければならない。ただし、軽微な修正については、町防災会議会長が修正し、その結果を知事に報告するものとする。

第 3 水防計画の公表

法第 33 条第 3 項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するとともに、知事に届け出るものとする。

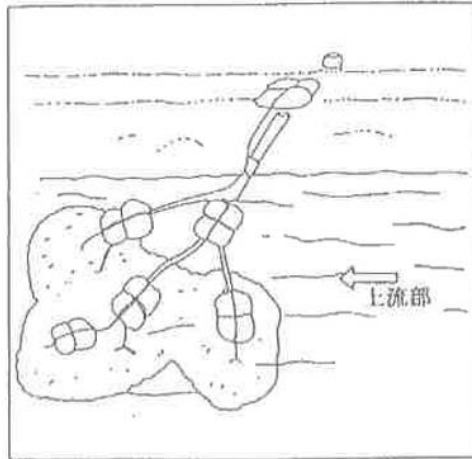
第 4 指定水防管理団体の水防計画作成要領

指定水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資機材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものとする。

水防計画 資料

○水防工法

木流し



■目的

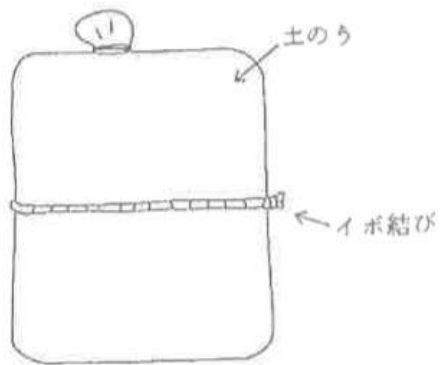
急流部において流水を緩和し、堤防の川表が崩れるのを防ぐ工法です。また、緩流部でも波欠けの防止に使われます。

枝葉のよく繁った木を、根本から切り取ります。



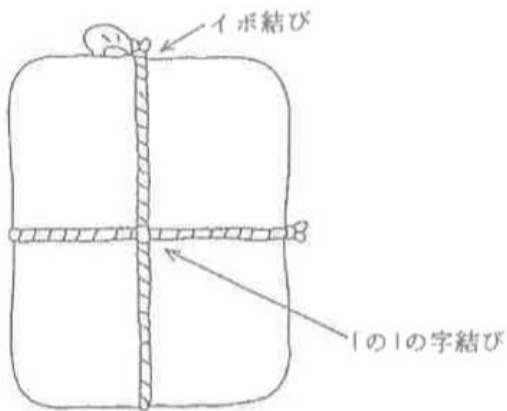
●木と鉄線の結束

流れによる木のあおり防止に、8番線又は10番線のふたつよりで、左のようにイワン結びで結束します。鉄線は、20mのものを二重にして、10mとして使います。

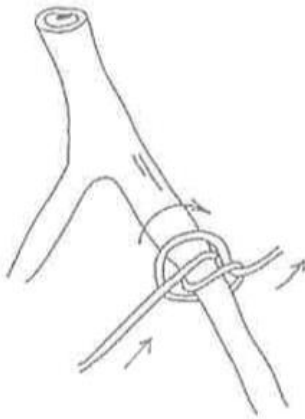


●重し土のうの結束

土のうの中心を、横にイボ結びでし
ばりつけます。

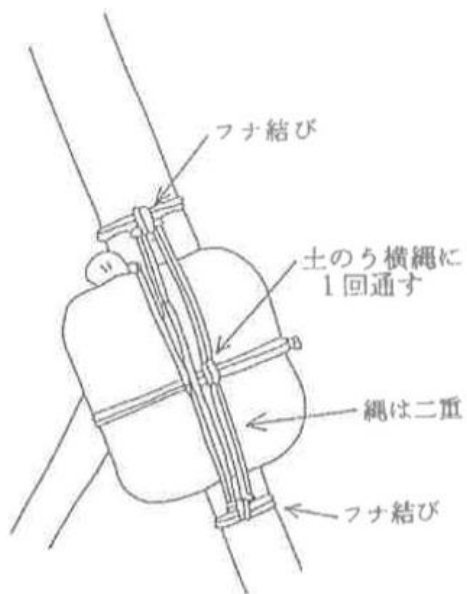


次に縦方向に土のうのしばり口を上
にして、縄をクロスさせます。縄を
横縄に通しましたら、イボ結びで結
束します。



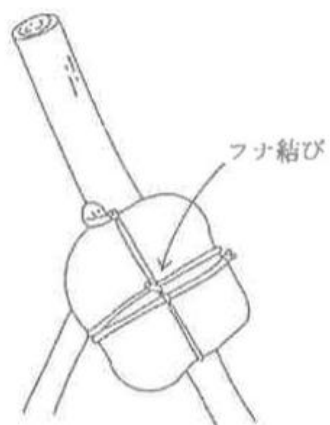
●土のうの取りつけ

流し木の枝分けのすぐ下に、縄をか
みくくしに結びます。

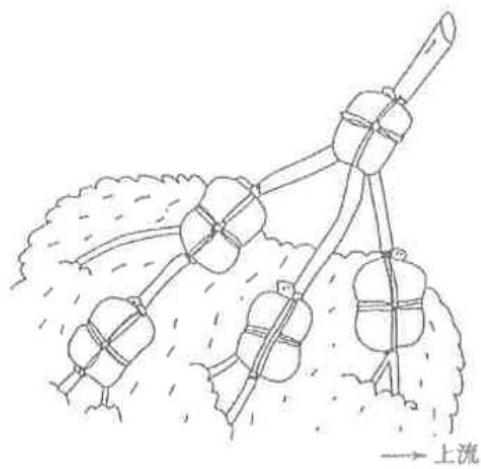


●土のうの取りつけ

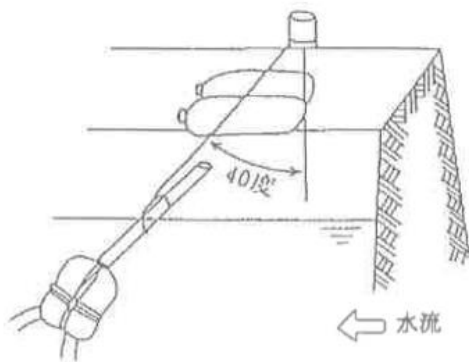
土のう上部の枝の幹を、二重にした縄でフナ結びにします。



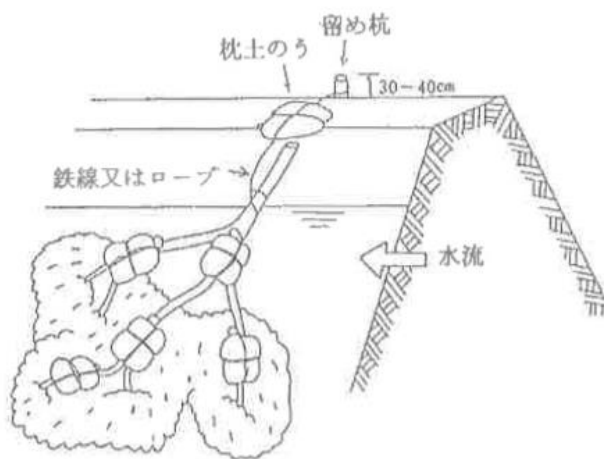
土のうの横縄に1回通して、下部の幹にフナ結びで結束します。



水の流れや流し木の大きさに合わせて、土のうを5~10体くらい取りつけます。



川裏側に打った留め杭に、先程の鉄線をよじってつなぎます、そして、木の幹を上流に向けて、約40度に流します。

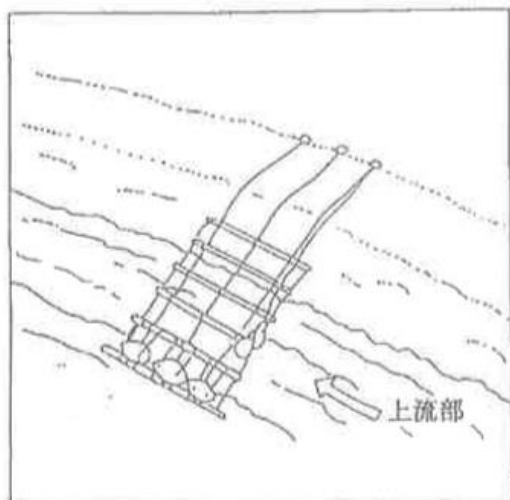


つなぎ鉄線がもまれて、堤防が傷つく恐れがありますので、鉄線の下に枕土のうを置きます。

●木流し数量表（1組当り1本）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	雑 木	長さ約5.5m 末口 9cm	本	1	掛 矢	丁	1	
	杭	長さ約1.2m 末口 9cm	本	1	ペンチ	丁	1	
	土 の う		袋	7				枕土のう 2袋を含む
	二 子 縄 木との接合	長さ 5.5m (2ツ折)	本	5				ロープの 場合 6mm
	二 子 縄 (吊 縄)	長さ14.5m (2ツ折)	本	5				ロープの 場合 12mm
	鉄 線	10井亜鉛鍍	m	20				天端によ り加減

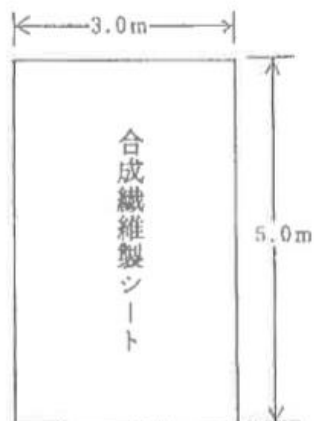
シート張り（合成繊維シート）



■目的

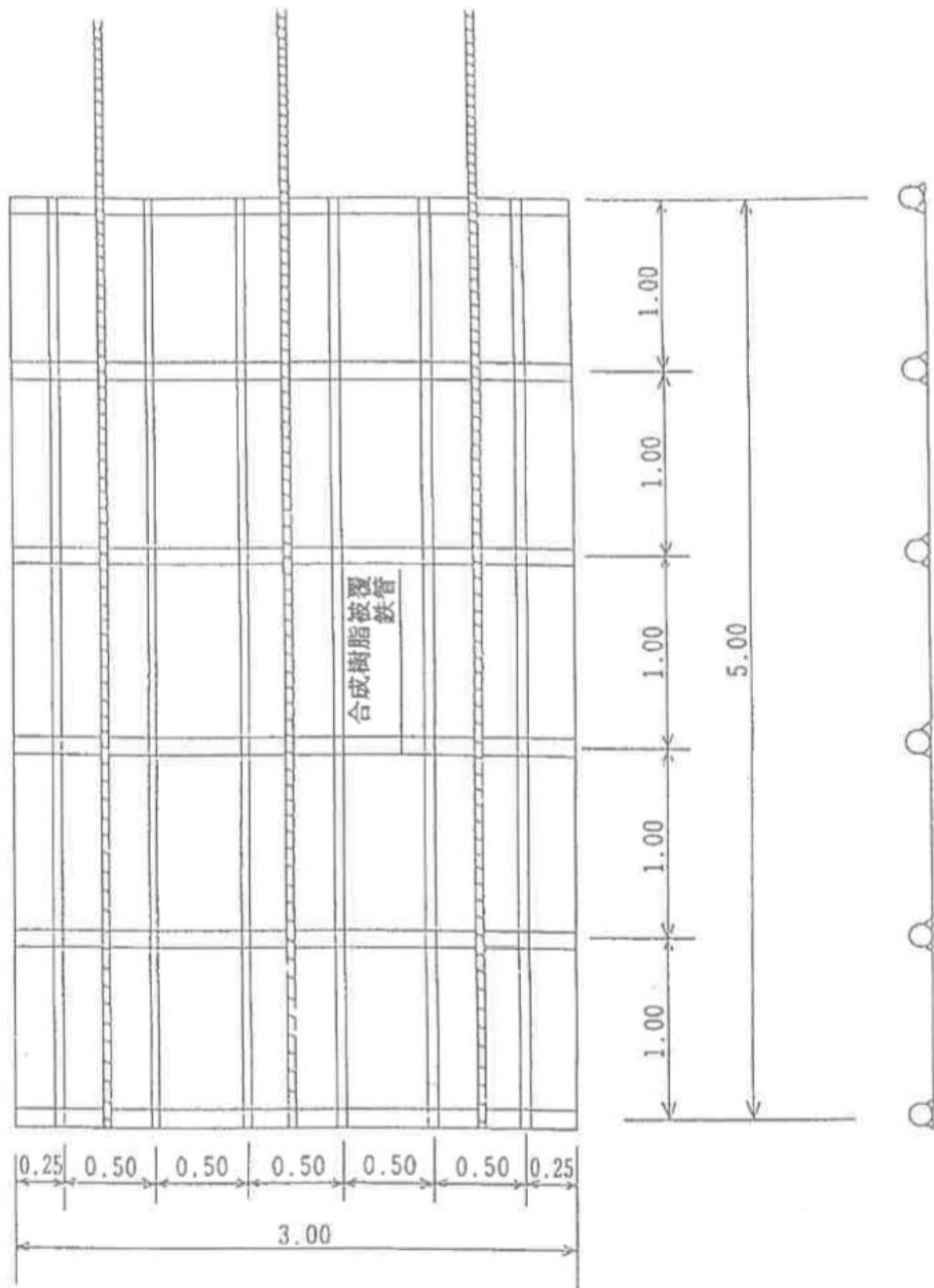
蓆や土俵の入手が困難ないま、その代わりに合成繊維のシートや土のうを使用する工法です。

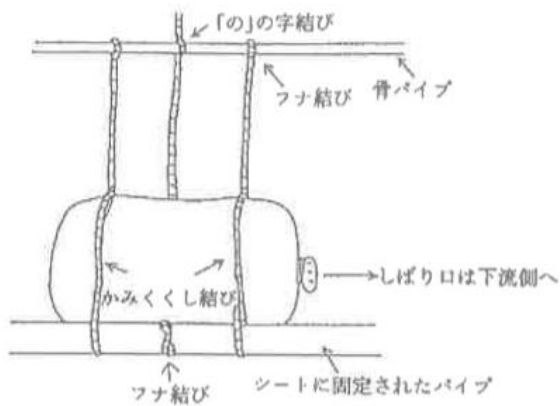
作成方法は、蓆を使う場合とほとんど同じですが、これは出水期前に作って備えられるという便利さをもっています。



縦5 m×横3 mの合成繊維製シートを用意します。縦と横の縫い綱は、必要ありません。

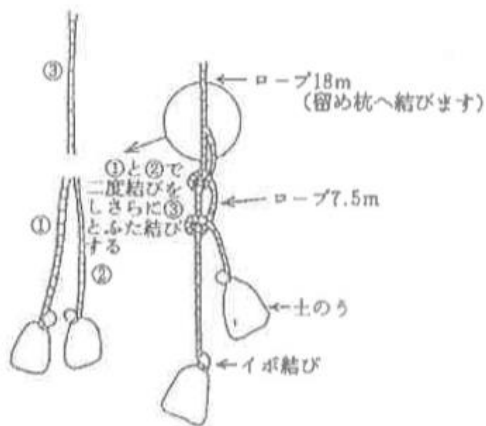
合成繊維製シート詳細図





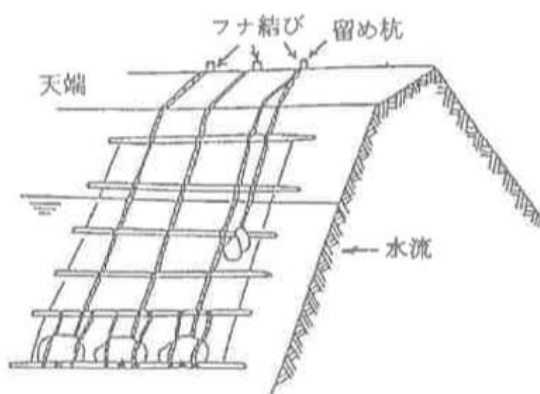
●土のうの取りつけ

重し土のうをシート下部のパイプに置きます。長さ6.5mのロープを6本作り、3個の土のう（2本ずつ使用）を固定します。しぼり方は、各土のうの両端をかみくくしで結び、ロープの端は、骨パイプへフナ結びします。



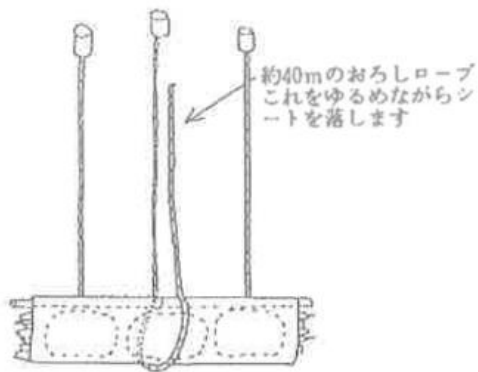
●重し土のうの取りつけ

シート上流側に、あおり止めの重し土のうをロープで取りつけます。



●シートの巻き方・下げ方

堤防裏に、末口10cm、長さ1.2mの留杭3本をちどりに打ちこみ、先ほどのロープ3本と重し土のうのロープ1本を、フナ結びで結束します。

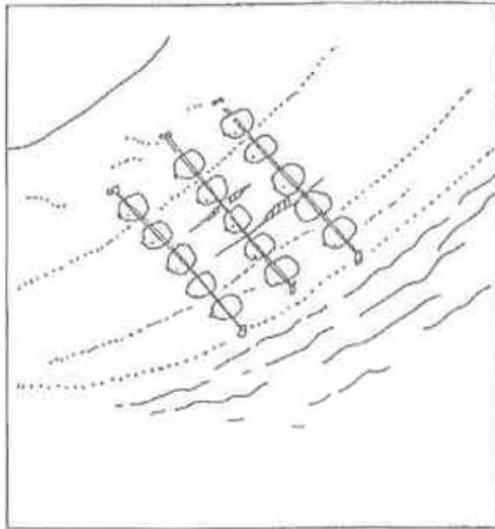


重し土のうを芯にして、シートをすのこ巻きにします。長さ約40mのロープをおろし縄にします。

●シート張り（1組1枚当り）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	シート	合成繊維シート 5.0m×3.0m	枚	1	掛 矢	丁	1	
	杭	末口 長さ 10cm 1.2m	本	3	ペンチ	"	1	
	土のう	ひ も つ き	袋	5				
	ロープ	6mm 6.5m	本	6				
	"	" 7.5m	"	2				
	"	" 18.0m	"	1				
	"	12mm 40.0m	"	1				

繋ぎ止め



■目的

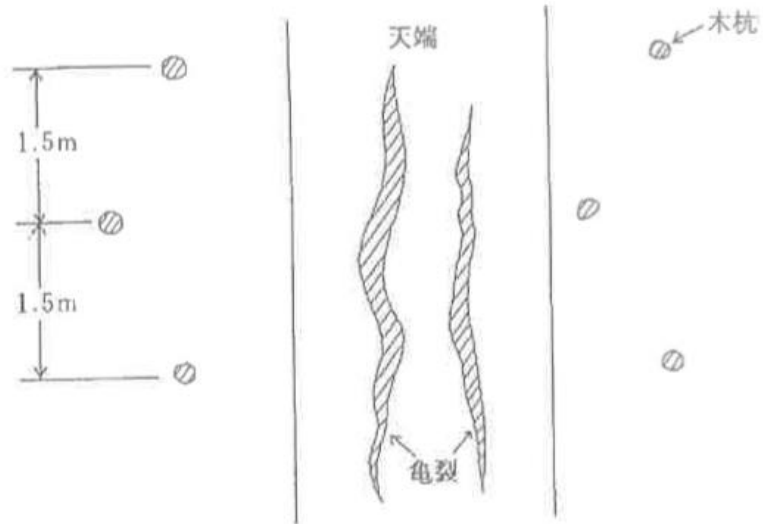
前項同様、堤防天端の亀裂拡大を防ぐために用いられる工法です。竹の入手が困難な地域に便利で、亀裂の両側に杭を打ち込み、鉄線をつなぎます。

●木杭の打ち込み

末口10cmで長さ1.5mの木杭を、堤防の表法と裏法に、90度に深く突きさします。

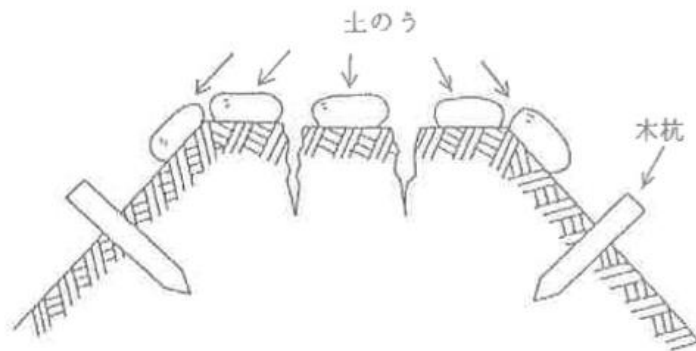


図のように1.5m間隔で、千鳥配置に打ち込みます。堤防両肩と天端の3カ所に土のうを置きます。

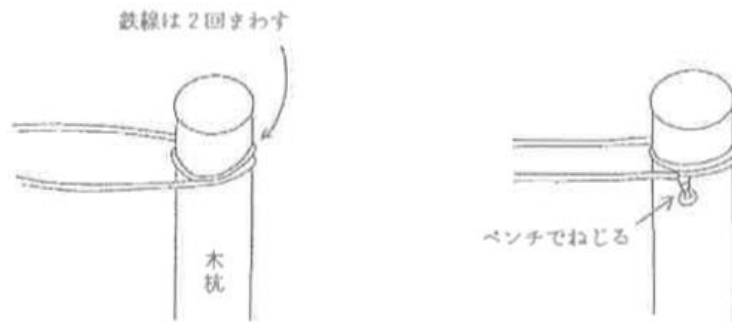


●鉄線の結束

8番程度の鉄線を杭に2回まわし、引っ張りながらもう片方の杭までもっていきます。



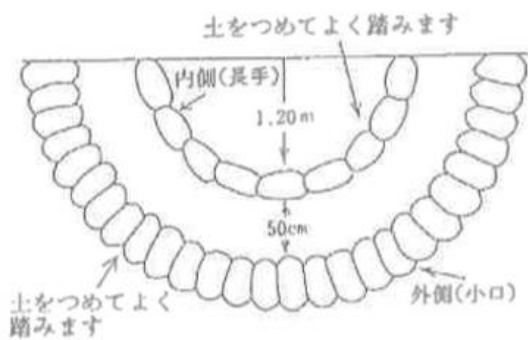
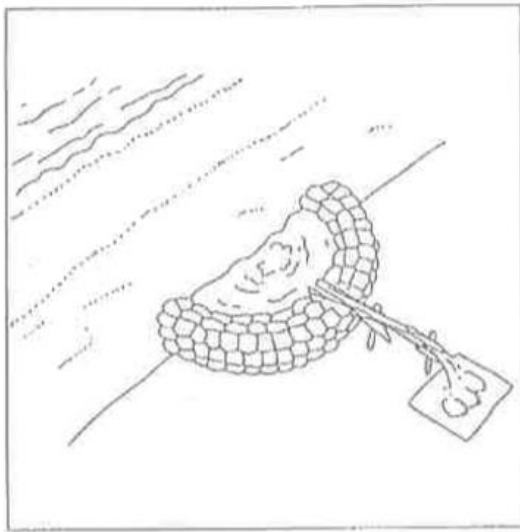
片方の杭にも鉄線を2回ほどまわし、ペンチで締めつけます。



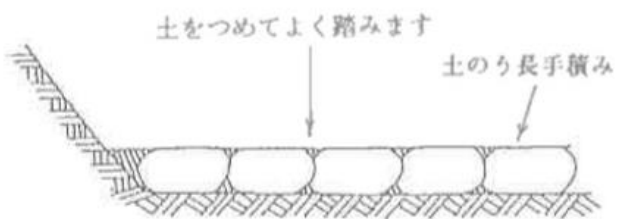
● 繋ぎ止め (1組1筋当り)

人 員	資 材				器 具		
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数
10人	鉄 線	＃8	本	1	ナ タ	丁	1
	杭	末口 長さ 10cm 1.5m	〃	2	掛 矢	〃	1
	土のう	ひ も つ き	袋	5	ペンチ	〃	1

月の輪



内側断面図



■目的

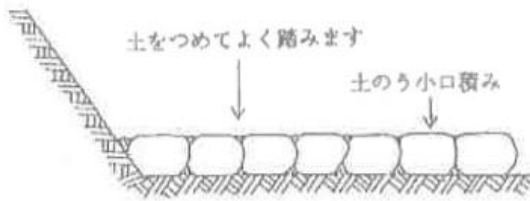
出水中に、堤防裏側に漏水により水が吹き出しその漏水口が拡大されるのを、土のうを積んで水の圧力を弱め堤防の欠壊を防ぐ工法です。

土のうは、漏水口を中心に、半径1.2mから2m位の半円径の輪を描きます。

●土のうの並び方、内側

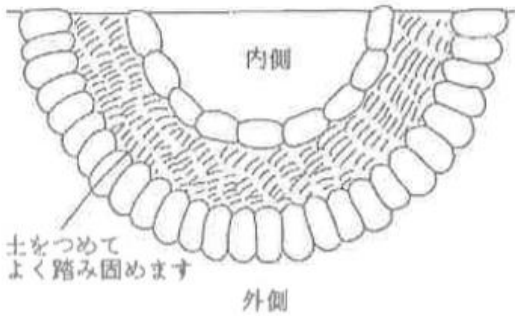
土のうは、内側から積んでゆきます。まず、長手積みで、堤防の法側に合わせて並べます(1段目)。継ぎ目には、土をつめて踏み固めます。

外側断面図



●土のうの並べ方・外側

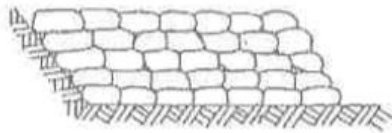
内側の土のうから50cm位離して、外側土のうを小口積みに並べます。やはり継ぎ目には土をつめて、踏み固めます。



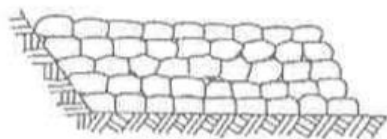
●土のう積み方

内側と外側の土のうの間に良質の土をつめて、十分に踏み固めます。

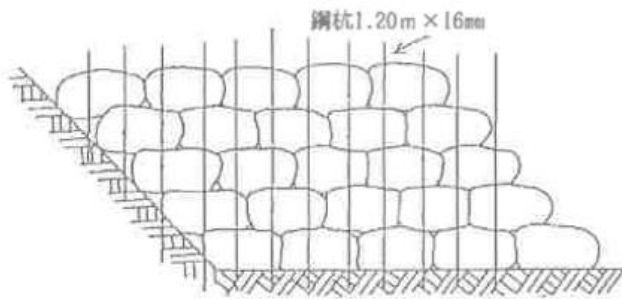
内側断面図



外側断面図

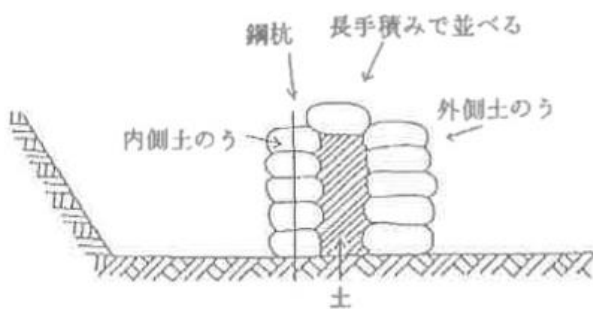


以上の順序で、内側外側とも、2段目・3段目と積み重ねます。最近では、内側にビニールシートを張る工法も用いられています。



●控え杭

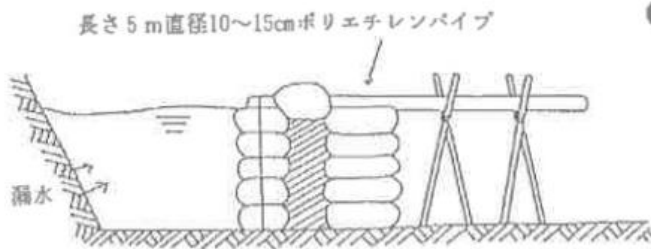
土のうが3段以上になった場合は、内側土のうに杭を打ちます。この杭は、長さ1.2m、直径16mmの鋼杭を使用し、土のう1袋に2本の割合で打ち込みます。



●土のう積完了

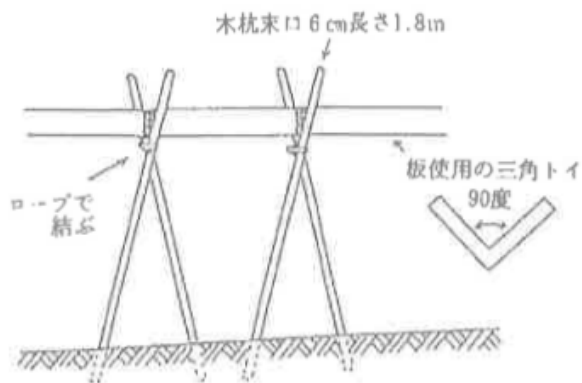
6段目の土のうを、内側と外側の土のうの間につめた土の上に、長手積みで並べます。

高く積む場合、外側土のうの後方に控え土のうを積み、水圧に強くする方法もあります。

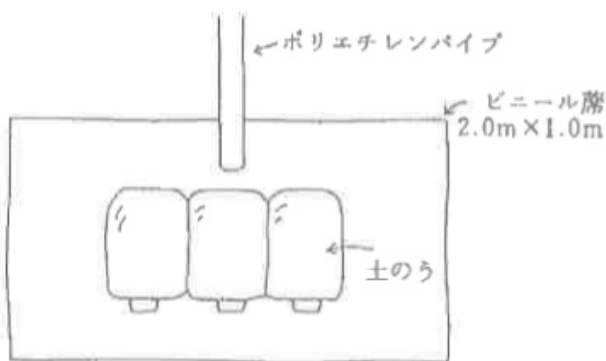


●パイプの取り付け

次に、あふれ出る水を流すために、ポリエチレン製のパイプを取りつけます。長さは、4m程度のものを使います。



このパイプは、5段目の土の上の上に置き、末口6cm、長さ1.8mの木杭で支えます。板を2枚直角に合わせて三角トイをつくり、これを使用する場合があります。



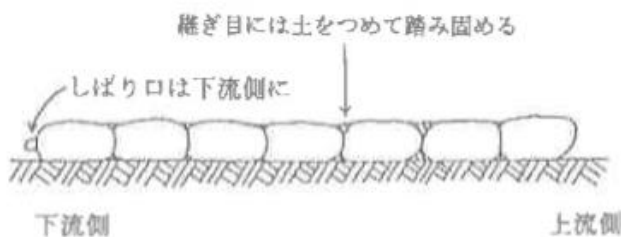
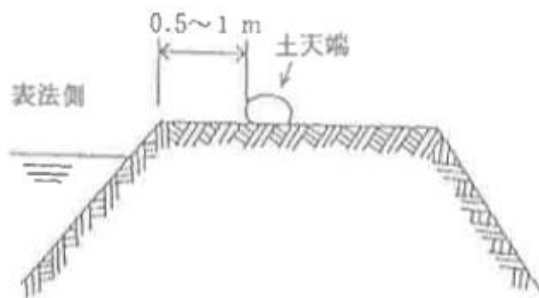
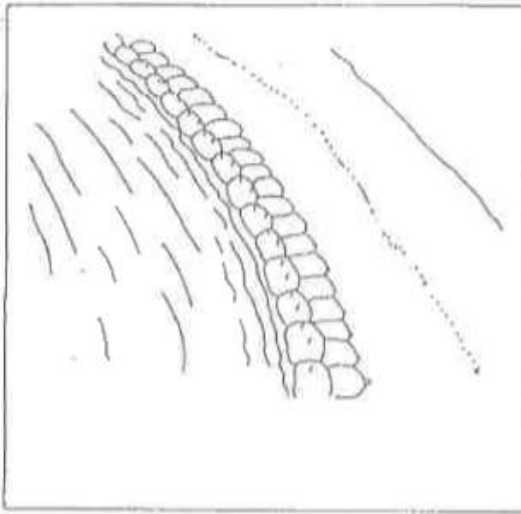
●水落下部の施行

パイプの水が落ちる場所に、縦2.0m、横1.0mのビニール席を1枚敷きます。その上に土のうを3個、パイプと平行して並べます。

●月の輸数量表〔土のう使用〕(1ヶ所当り=半径1.5m)

人員	資 材				器 具		
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数
25人	土 の う		袋	260	掛 矢	丁	2
	鋼 杭	長さ1.2m×φ16mm	本	44	スコップ	丁	8
	ビニール席	2.0×1.0m	枚	1	一輪車	台	4
	木 杭	長さ1.8m 木口6cm	本	4			
	二子縄	2m	本	2			
	ポリエチレンパイプ	長さ 4.0m φ 15cm	本	1			
	ビニールシート	5.4×5.4m	枚	1	水もれ防止用		
	土 砂		m ³	4			

積土のう



■目的

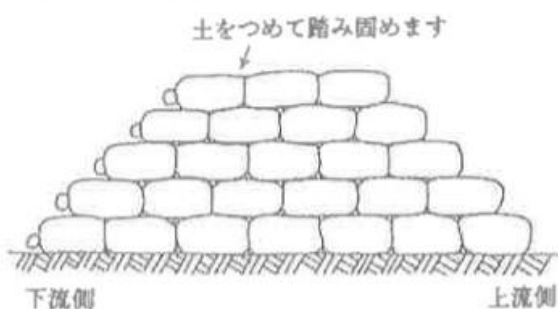
洪水によって堤防が沈下した場合や増水する速さが著しく、水が堤防を越すようになったときに用います。

水防工法の中で最も基本となる重要な工法です。この工法は、越流水深に応じて、1段積み、2段積み、3段積みがあります。ここでは、3段積みでご説明します。

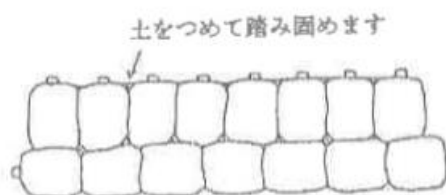
●表土のう1段の並べ方

堤防天端の表法肩から、50 cm～1 m程度後退したところに、土のうを水の流れに平行に長手積みに並べます。土のうのしばり口は下流に向け、その上に隣の土のうを重ねます。そして、継ぎ目には土をつめて踏み固めます。

表土のう正面図

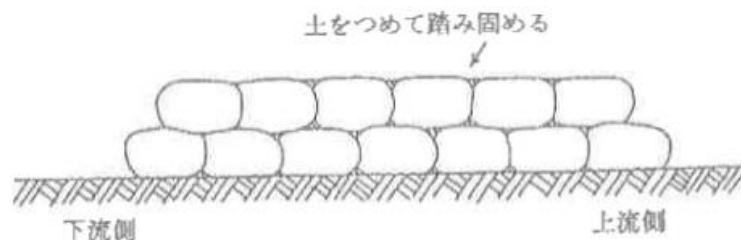


側面図



2段目は、1段目の継ぎ目の上に互い違いに積み上げ、やはり継ぎ目には土をつめて、よく踏み固めます。

控え土のう正面図



●表土のう 2～5段目の積み方

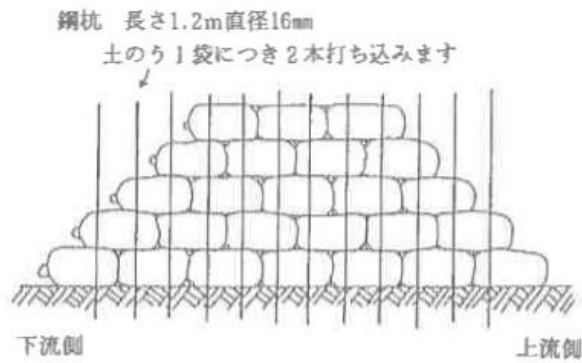
2段目～5段目は、互い違いに積み上げます。1段目と同様に、土のうの継ぎ目には土をつめて、よく踏み固めます。

●控え土のうの積み方

このままですと水の押す力で、土のうが崩れる恐れがありますから、前列土のうのすぐ後に、控え土のうを小口積みに3段積みします。

1段目の並べ方は、土のうのしぼり口を堤防天端の裏法に向けて、前列土のうにぴったりつけて並べます。継ぎ目には、土をつめてよく踏み固めます。

正面図



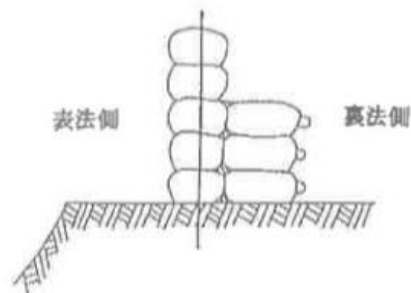
●杭の打ち込み

次に表土のうに控え杭を打ち込みます。杭は、長さ縦1.2m、直径16mmの鋼杭を使用し、土のう1袋につき2本の割合で打ち込みます。

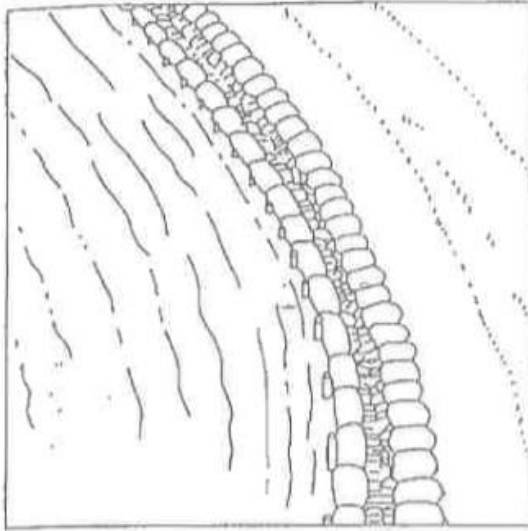
●積土のう数量表（1組当り）10m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	土のう		袋	215	掛 矢	丁	2	前5段、 後3段 1袋当り 2本使用
	鋼 杭	長1.2m φ16mm	本	50	スコップ	丁	4	
	土 砂		m ³	2	モッコ	組	3	

側面図



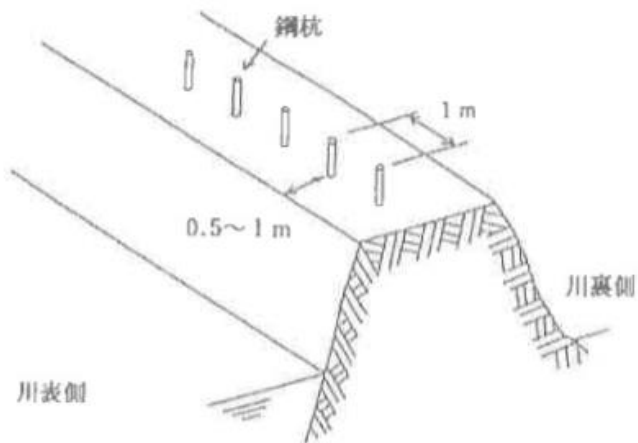
改良積土のう



■目的

鋼杭と防水シートを使って、前項の積土のう工法を改良・強化したものです。越水防止対策として重視されています。

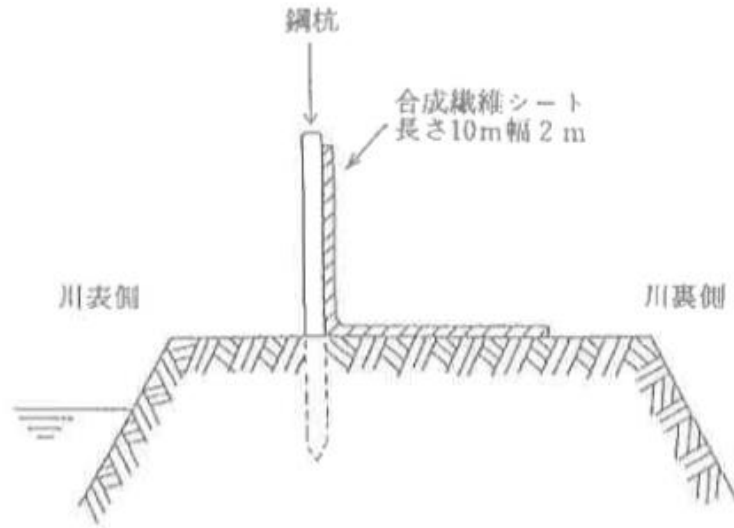
杭の打ち込み



川表側から50cm～1 m位後のところに、長さ1.2m、直径16mmの鋼杭を打ち込んで固定させます。鋼杭の間隔は、1 mとします。

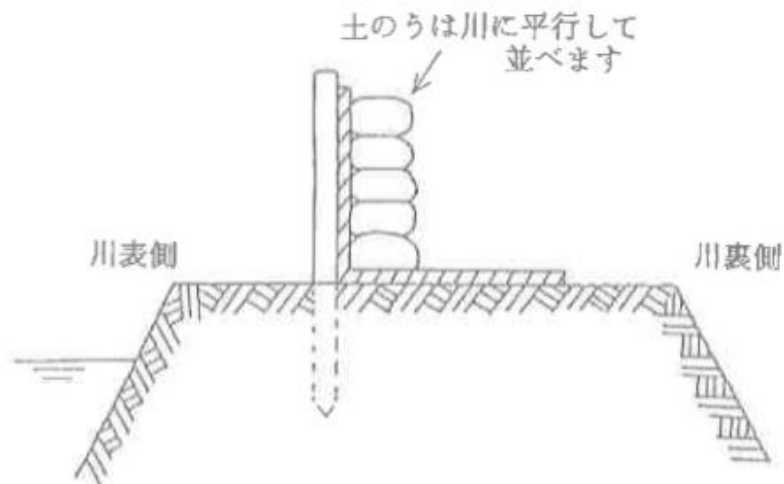
シート張り

この杭に、長さ10m、幅2mの透水防止用の合成繊維シートを張ります。
シートの裾は、そのまま天端上に敷きます。



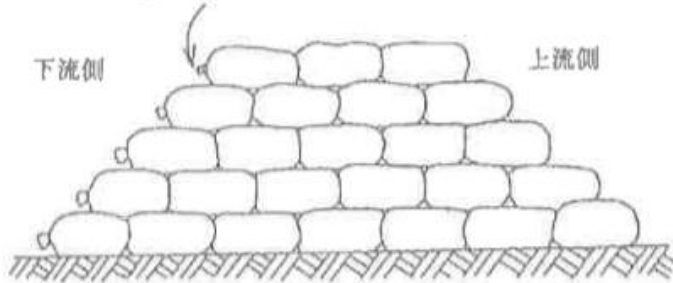
●表土のうの積み方

表土のうを川の流れてに平行して、シート上に長手積みで並べます。

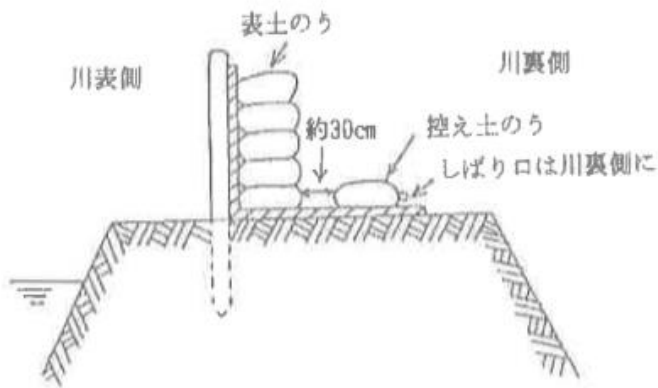


表土のりの積み方（長手積み）

土のりのしぼり口は下流に向けます



2段目、3段目の土のりを積みます。その積み方は、積土のう工法と同様に、土のりの継ぎ目の上に、長手積みで積み上げてゆきます。



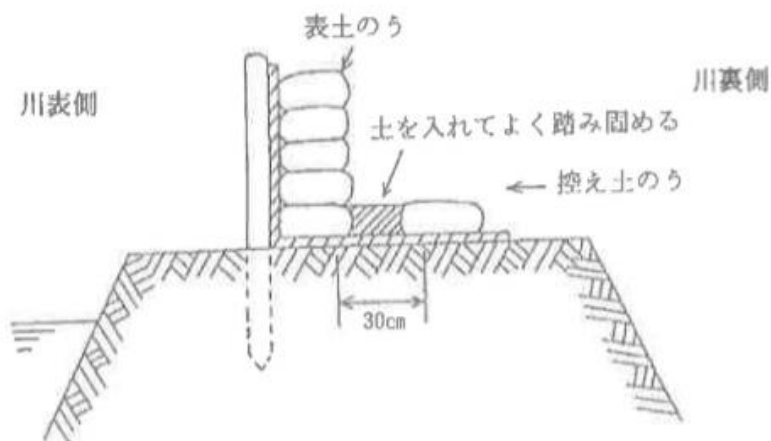
●控え土のう 1段目

次に控え土のうを、表土のりの後方およそ30cmのところに3段積み重ねます。

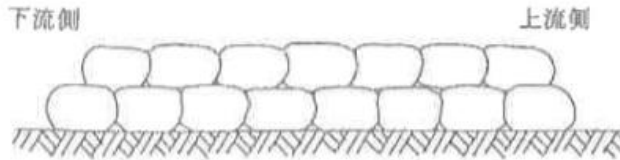
1段目は、土のりのしぼり口を堤防の裏法側に向けて、小口積みで並べます。

●土の充填 1回目

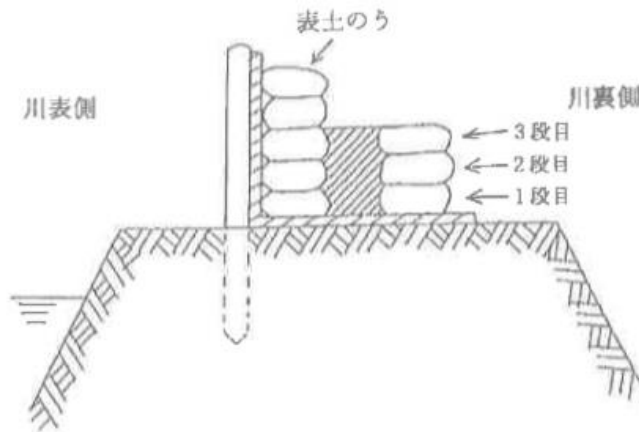
2段目の土のりを積む前に、この30cmのすき間に土をつめて、よく踏み固めます。



控え土のうの積み方
(小口積み)



●控え土のう 2 段目・3 段目
2 段目の土のうを積みま
す。やはり土のうのしばり
口は堤防の裏法側に向け
て、1 段目の土のうの継ぎ
目の上に小口積みで重ねま
す。表土のうとすき間に土
をつめて、よく踏み固めま
す。3 段目も同じです。

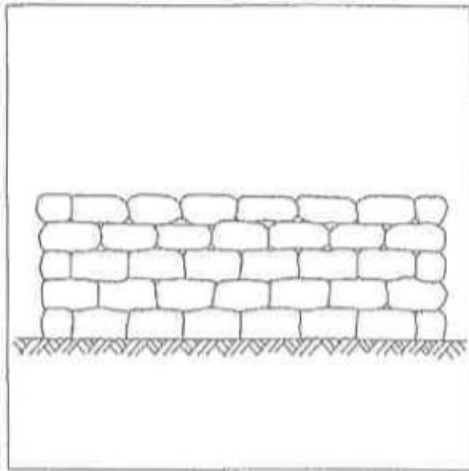


●土の充填 2 回目・3 回
目
表土のうとのすき間に
土をつめて、よく踏み
固めます。

●改良積土のう数量表 (1 組当り) 10m 当り

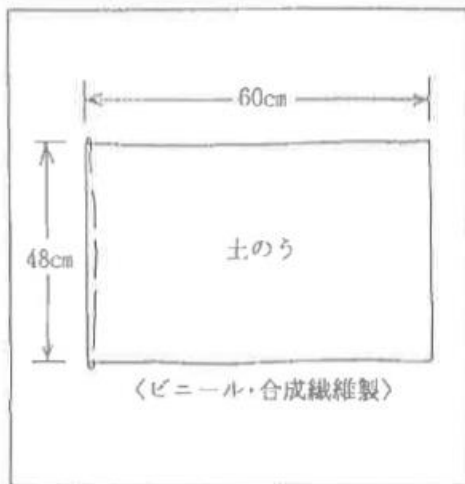
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	シート	長さ 10m 幅 2.0m	枚	1	掛 矢	丁	2	前5段後3段
	鋼 杭	長さ 1.2m φ16mm	本	11	スコップ	丁	4	
	鉄 筋	長さ 1.2m φ 9 mm	本	5	モ ッ コ	組	3	
	土のう	ひもつき	袋	215				
	土 砂		m ³	2				

土のう拵え

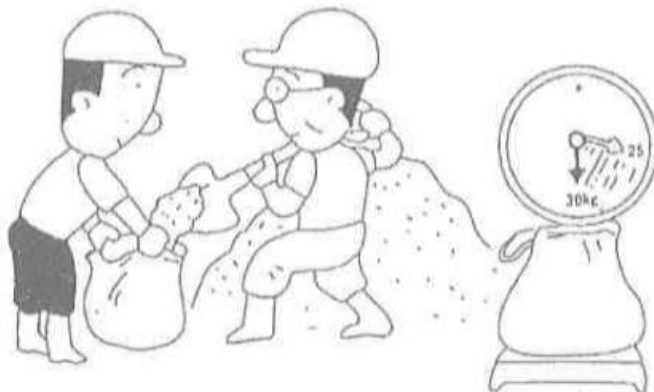


■用途

水防工法の基本ともなる土のう（ビニール・合成繊維等）を多量に作る作業です。



土のうは、48cm×60cmサイズのものを使用します。

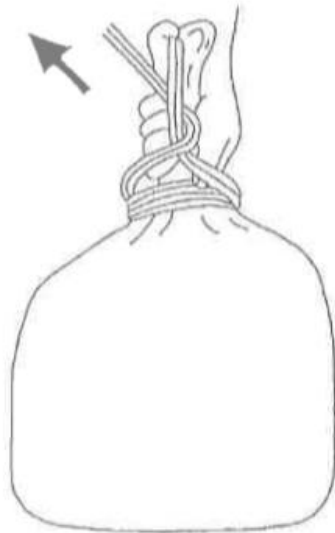


スコップで4～5杯の土を入れますと、袋の約7～8割になります。その重さは、およそ25～30kgです。

重さはおよそ25～30kg



袋のはしに出ている紐を引いて、袋の口をしぼります。

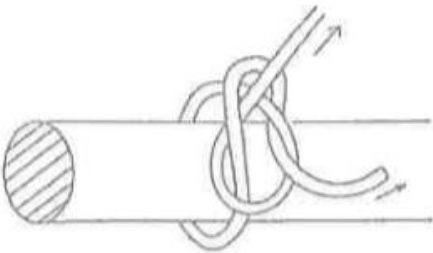
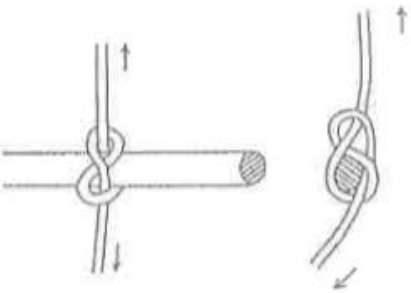
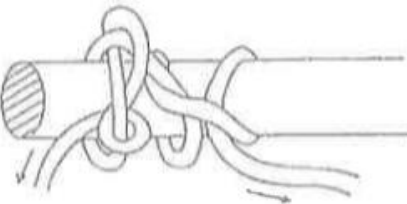
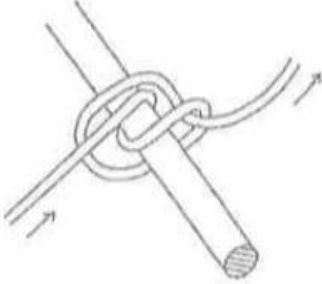
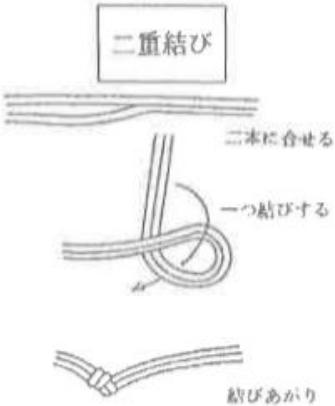
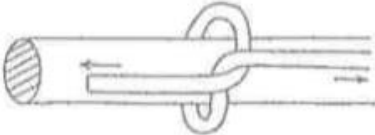


しぼりましたら、紐を2～3回まわして、紐の出口を下から上へ通し、引いて締めます。

●土のう拵え数表（1組当り20袋）

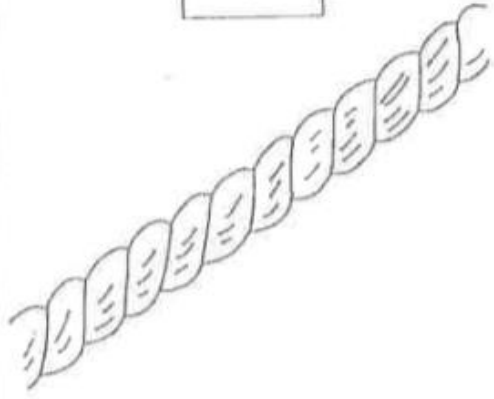
人 員	資 材				器 具		
	名 称	形状寸法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数
2 人	土のう	ひも付き	袋	20	スコップ	丁	1

縄の結び方・編み方

縄の結び方	
<p>イボ結び</p> 	<p>フナ結び</p> 
<p>イワン結び</p> 	<p>かみくし</p> 
<p>二重結び</p> 	<p>「の」の字結び</p> 

繩の編み方

二子繩



三子繩

綱使用



わら使用



豊頃町 水防計画

平成 31 年 3 月

発 行 豊頃町
企画・編集 豊頃町防災会議